

官報

号外 昭和三十六年十月十八日

第三十九回 参議院會議録第九号

昭和三十六年十月十八日(水曜日)
午前十時三十五分開議

議事日程 第九号

昭和三十六年十月十八日
午前十時開議

- 第一 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案(文教委員長提出)
- 第三 日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 家畜取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

- 一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(国立近代美術館評議員会評議員)
- 一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(蚕糸業振興審議会委員)
- 一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
- 一、日程第一 建設省設置法の一部を改正する法律案
- 一、日程第二 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、日程第三 日本育英会法の一部を改正する法律案
- 一、日程第四 地方自治法の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 家畜取引法の一部を改正する法律案
- 一、日程第六 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

去る十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 千葉千代世君
法務委員 太田 正孝君
文教委員 加瀬 完君
社会労働委員 小沢久太郎君
農林水産委員 村松 久義君
建設委員 徳永 正利君
同 青田源太郎君
同 井川 伊平君
同 石田 次男君
同 北條 雋八君

予算委員 石田 次男君
決算委員 北條 雋八君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 加瀬 完君
法務委員 井川 伊平君
文教委員 千葉千代世君
社会労働委員 徳永 正利君
農林水産委員 青田源太郎君
建設委員 小沢久太郎君
同 村松 久義君
同 太田 正孝君
同 北條 雋八君
同 石田 次男君

予算委員 石田 次男君
決算委員 北條 雋八君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

法務委員会 理事 井川 伊平君(井川伊平君の補欠)

予算委員会 理事 吉米地英俊君(後藤義隆君の補欠)

農林水産委員会に付託した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

自転車競技法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

小型自動車競走法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

商工委員会に付託

モーターボート競走法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

昭和三十六年度分の地方交付税の單位費用の特例に関する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

家畜商法の一部を改正する法律案

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。

地方自治法の一部を改正する法律案(川村義義君外二名提出)

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

国民年金法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による湛水の排除に関する特別措置法案

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案

昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案

昭和三十六年五月の水害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北美濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金

昭和三十六年十月十八日 参議院會議録第九号 議長の報告

の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案

同日本院は、社会保険審査委員会委員に赤松金雄君を任命したことに付いて承認した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査委員会に百田正弘君を任命したことに付いて承認した旨内閣に通知した。

同日本院は、地方財政審議会委員に今吉敏雄君、荻田保君、児玉政介君、鈴木武雄君及び遠山信一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、検査官に塚越虎男君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

去る十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 館 哲二君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 天埜 良吉君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 松澤 兼人君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 中田 吉雄君

同日議長において、予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

予算委員 佐多 忠隆君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 石田 次男君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 中田 吉雄君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員 高田なほ子君

同日議長において、予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農地法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

畜産物価格安定特別会計法案(芳賀貢君外十一名提出)

大蔵委員会に付託

同日議長において、予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農林水産委員 高田なほ子君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 清澤 俊英君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員 高田なほ子君

同日議長において、予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農地法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

畜産物価格安定特別会計法案(芳賀貢君外十一名提出)

大蔵委員会に付託

同日議長において、予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日議長において、予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農林水産委員 高田なほ子君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 清澤 俊英君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員 高田なほ子君

同日議長において、予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農地法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

畜産物価格安定特別会計法案(芳賀貢君外十一名提出)

大蔵委員会に付託

同日議長において、予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日議長において、予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農林水産委員 高田なほ子君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 清澤 俊英君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員 高田なほ子君

同日議長において、予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農地法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

畜産物価格安定特別会計法案(芳賀貢君外十一名提出)

大蔵委員会に付託

同日議長において、予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日議長において、予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農林水産委員 高田なほ子君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 清澤 俊英君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

農林水産委員 高田なほ子君

同日議長において、予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農地法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

畜産物価格安定特別会計法案(芳賀貢君外十一名提出)

大蔵委員会に付託

同日議長において、予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日内閣から、左記の者を蚕糸業振興審議会委員に任命致したので、国会法第三十九条但書の規定に基づき本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

記

- 衆議院議員 田邊 國男
- 同 高田 富之
- 同 谷垣 專一
- 同 中澤 茂一
- 同 長谷川四郎
- 同 木内 四郎
- 同 清澤 俊英
- 同 最上 英子

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命致したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

- 十一月三日任期満了による再任
- 石井 通則
- 同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十九回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。
- 通商産業省 佐橋 滋君
- 企業局長

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。岸田幸雄君から裁判官弾劾裁判所裁判員予備員を、大川光三君、中野文門君、山本米治君、大谷藤之助君から裁判官訴追委員を、それぞれ辞任いたしたいとの申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よっていずれも許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) つきましては、この際、日程に追加して、

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員及び裁判官訴追委員の選挙を行なうたいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

よって議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員に青田源太郎君、裁判官訴追委員に剣木亨弘君、鈴木恭一君、野上進君、谷村貞治君を指名いたしました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(海外移住審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

内閣から、衆議院議員竹内俊吉君を海外移住審議会委員に任命することに、本院の議決を求めて参りま

同君が同委員につくことができると議決することに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(国立近代美術館評議員会評議員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、

国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(蚕糸業振興審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

定すべきことを勧告いたしましたのでありますが、政府といたしまして慎重に検討を重ねました結果、これを実施することが妥当であるとの結論に達しましたので、本法について所要の改正を行なおうとするものであります。すなわち、

第一に、全俸給表の全等級を通じまして、現行の俸給月額よりおおむね千円ないし三千円程度増額いたすことといたしました。特に、研究職俸給表につきましては、従来七等級構成とされておりました等級区分を六等級構成に改めまして、職員の研究能力等に応じて昇格できるより改善を行ないました。これらの改善によりまして、本法の適用を受ける一般職国家公務員の全職階平均の給与水準は、おおむね七・一%上昇いたしますこととなります。

第二に、六月十五日に支給する期末手当の額を〇・二分増額いたしました。〇・九五分とするとともに、十月十五日に支給する期末手当の額は〇・二分増額いたしました。七月分とすることといたしました。

第三に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第四に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第五に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第六に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第七に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第八に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第九に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第十に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第十一に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第十二に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第十三に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第十四に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第十五に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第十六に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第十七に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

第十八に、科学技術振興の趣旨に沿い、本年四月から新設されました初任給調整手当の支給額の最高限を、月額二千円から二千五百円に引き上げますこととし、新たに、専門的知識を必要とする事情がある欠員の補充について特別の事情がある職員につきましても、支給額の最高限を月額千円とする初任給調整手当を支給することといたしました。

国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(海外移住審議会委員)を議題とすることに御異議ございませんか。...

昭和三十六年十月十八日 参議院會議録第九号 一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案外二件(趣旨説明)

第四に、通勤手当につきまして、交通機関等の利用者に對する支給額の最高限を、月額六百円から七百五十円に引き上げるとともに、自転車等の使用者に對する支給額を、月額百円から二百円に増額いたしました。

第五に、俸給月額額の改定に伴いまして、委員、顧問、参事等の非常勤職員に對する手当の支給額の最高限を、月額四千七百円から四千九百円に引き上げることいたしました。

第六に、給与支給事務の能率化をはかるため、勤務一時間当たりの給与額等の端数計算につきまして、簡素化を行なうことといたしました。

なお、本法に附則を設けまして、俸給の切りかえ方法及び切りかえに伴う措置を規定いたしましたとともに、昭和三十三年当時行なわれたいわゆる高學歷是正との権衡を考慮し、この際、昭和三十三年四月一日以降の新制大学以上の學歷取得者に對しても、前回に準じて措置いたすことといたしました。

この法律案は、以上申し述べました内容につきまして改正を行なおうとするものであります。人事院勧告において、本年五月一日とすることを適当と考へるとされ、現下の經濟情勢等にかんがみまして、これを本年十月一日とすることとし、初任給調整手当の改定に關する規定は、昭和三十三年四月一日から施行しようとするものであります。

(拍手)

○議長(松野鶴平君) 水田大蔵大臣。〔國務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○國務大臣(水田三喜男君) 特別職の職員に對する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨を申し述べます。

政府は、今回、人事院勧告に基づいて、昭和三十六年十月一日以降、一般職の職員に對する法律の一部を改正することとし、御審議を願うことといたしましたのであります。これに伴い、従来より一般職の職員との均衡を考慮して定められておりました特別職の職員に對する法律の一部を、その俸給月額に所要の改定を行なうとするものであります。

以上がこの法律案の提案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 藤枝國務大臣。〔國務大臣藤枝泉介君登壇、拍手〕

○國務大臣(藤枝泉介君) 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この改正案は、今般提出されました一般職の職員に對する法律の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給月額額の改定等を行なうとするものであります。すなわち、

まず、事務次官、統合幕僚會議の議長及び参事官等並びに自衛官の俸給表につきましては、一般職の例に準じて改定を行なうこととし、事務官等の俸給表につきましては、従前どおり、一般職に適用される俸給表によることといたしております。これにあわせて、防衛大学の學生に對する學生手当の

額につきましても改定を行なうことといたしております。

また、今次の職員の俸給月額額の改定にあわせて、管外手当の額の改定を行なうことといたしております。

なお、この法律案は、公布の日を施行日とし、本年十月一日から適用することといたしております。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございまして、順次発言を許します。鶴岡哲夫君。

〔鶴岡哲夫君登壇、拍手〕

○鶴岡哲夫君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま提案のありました給与三法案について質問を行ないます。

人事院の勧告と、これを受けました政府の給与政策とは、何と申しましたも了解できないたくさんの問題があらわれます。私は、これらの主要な点を指摘をいたしまして、総理、関係大臣並びに人事院總裁の所見を聞いたじたいと思つております。

まず、給与担当大臣に伺いたいのではありませんが、労働省の毎月勤労統計を見ますと、ことしの民間の賃金の上がり工合が例年と非常に異なっております。それは、この四月に民間の賃金が大幅に上がったのであります。賃金が大幅に上がったのであります。五月にも賃金が上がった事業所が例年に比して著しく多いことを示しております。この点は人事院も否定しないところでありまして、ただ、遺憾ながら、人事院は、一年に一回、四月だけしか調査いたしません。それに基づいて勧告いたしますので、本年の春闘分

といわれます四月と五月分の中の四月分しか人事院の勧告はみていないのであります。したがって、五月分は見がされまして、来年の八月の勧告に含まれるということになるわけでありまして、私は、ことしの春闘でまだまだ不満でありましたところの、民間の賃上げの中の半分しか認めないという人事院のこのやり方については、承知できないのであります。四月分の春闘分も五月分の春闘分も含めまして、さらに公務員の希望をも幾らか含めて、七・一%の倍を上回る勧告があつてしかるべきであると思つておりますが、この点について給与担当大臣はどのような点に検討されたのか。春闘相場の五月分は来年の八月に回していいというふうにお考えになるのかどうか、伺いたいのでございます。

次に伺いたいののは、物価と生計費の大幅な上昇と七・一%の問題であります。昨年の一・二・四%の勧告が出ましたとき、総理府統計局が発表したとおりです。これらの消費者物価の総合指数は一年間三・三%の上昇でありました。本年の勧告にあたりましては五・一%の上昇であります。生計費は昨年全都市で一・二%の上昇でありました。本年は突に九・三%の上昇であります。これらの問題を考えますと、ううと、昨年の一・二・四%をはるかに上回る勧告をしてしかるべきであると思つております。給与担当大臣は、これらのことをどのように検討されたのか、これらを生計費とどうにか、伺いたいのでございます。

次に伺いたいののは、人事院の標準生計費と七・一%引き上げとの関係であります。毎年の勧告の中に、

人事院は、総理府統計局のやつております全世界の生計費調査を基礎にいたしまして、種々苦勞して、いわゆる標準生計費というものを抽出しております。これは低過ぎるといふ批判が強いのであります。この標準生計費を見ますと、ひとり、独身者、二人世帯、三人世帯、四人世帯いずれも一二%以上上がつておるのであります。にもかかわらざら、給与は七・一%引き上げるといふのはどういふことなのか。まず総理にお伺いをいたしますが、生計費は一二%以上上がつておるにもかかわらず、給与は七・一%引き上げるといふことは、公務員の消費生活を五%以上切り下げ、節約をする、抑制をするという明確な政策をおとりになつておるのかどうか。また、給与担当大臣は、これらを生計費とどうにか、伺いたいのでございます。

さらに伺いたいのことは、総理府統計局の出しております消費者物価の総合指数は、昨年四月を一〇〇としたとして、全都市で本年七月が八・二%上がつております。八月は九・一%、東京都は九月分が出ておりました。四%の上昇であります。政府はことし月から七・一%の引き上げを行なうといふのであります。これでは明らかに実質賃金を切り下げているのではないでしようか。給与担当大臣にこの間の状況をどのように考へておるか、伺いたいのと思つております。また総理は、実質賃金を切り下げるといふ政策をおとりになるのかどうか、承りたいと思つております。

人事院勧告は、期末手当〇・四カ月分をふやすことを勧告をいたしております。この期末手当の算出の出し方に

公務員が十年來がまんのできない問題
 があります。本年の勧告によりまして
 いうと、昨年の民間の職員の手当
 は四・〇六カ月分だとあります。人事院
 所管の国家公務員四十四万人はすべて
 職員だと申して何ら過言ではないので
 あります。したがって、民間の職
 員の手当と公務員とを比較すべき
 であると思ふのでありますが、しかる
 に人事院は、この民間の職員の手当
 六カ月分という期末手当を大幅に切り
 下げるために、工員の手当二・六
 二カ月分と平均をいたしまして、民間
 の期末手当は三・四八カ月分だとい
 うのであります。本俸は民間の職員と比
 較しておりませんが、期末手当につ
 いては、職員と工員との平均で、このよ
 うな措置をされることは、いたずらに
 期末手当を大幅に切り下げる技術とし
 か思ふないのであります。給与担当大
 臣の見解を承ります。

政府は、このように著しく低い人事
 院勧告をそのまま、うのみにいたしま
 して、勧告を尊重すると称しながら、
 はなはだしく勧告を尊重してないので
 あります。勧告を尊重するしないか
 の、近年、ここ七、八年の論議の中心
 は、論議の焦点は、勧告の実施の時期
 を尊重するかどうかということにある
 のであります。勧告の内容では、今
 や、ないのであります。一昨年の勧告
 の実施にあたりましては伊勢湾台風が
 あつたということで翌年の一月になり
 ました。昨年は財源が不足するとい
 うので十月になりました、ことしもま
 た、何か経済の關係というところで十月
 になっております。公務員であります
 からして、一回ぐらゐなら、がまんも
 するかもしれませんが、毎年毎

年、十年余にわたつてこのよ
 うな状態
 でありまして。(私の顔も三度だ)と呼
 ぶ者あり)公務員ががまんできないの
 でありまして、このよ
 うな気持にある
 公務員に対して、総理は十月から
 実施されるということをどのよ
 うに説
 明されるのか、伺いたいと思ひます。
 (國民は公務員だけじゃないよ)と呼
 ぶ者あり)八月八日に勧告が
 出されてから、財界や産業界の代表とい
 う人た
 らが、景気調整や貿易自由化対処の立
 場から、政府の支配下にある公務員の
 賃金を抑制するといふ主張を強く行
 なつております。さらには、賃金一
 般の抑制あるいは賃金の値上げのス
 トップ、消費生活の抑制等を主張いた
 してあります。これは、政府の支
 配下にありますところの三百萬の公務
 員の賃金を抑えるといふことが何より
 明年の春闘対策である、といふふう
 に主張しているように見受けられる
 のであります。また、景気調整等の足
 場にして、公務員に御承知のよ
 うに、去る四月の民間の水準にひた
 すら接近
 しようといつたのであります。ま
 して、明年の春闘対策や、あるいは
 調整の犠牲に供せられてはならない
 と思ふのであります。(拍手)スト
 権や団
 交権のない弱い公務員を思いのまま
 に犠牲に供するといふことは黙殺す
 ることができな
 いのであります。総理の御
 見解を承りたいと思つております。大
 蔵大臣は、まず公務員を景気調整の犠
 牲に供しては
 ならないかど
 うか承りま
 します。労働大臣は、賃金の抑制、さら
 に明
 年の春闘の
 ために公務員を犠牲にさ
 れてい
 るのではない
 か承りま
 します。

期末手当は、正しく申しまして、民
 間は昨年夏に〇・二公務員より高
 くて、昨年の年末に〇・二また公務員
 より高かつたのであります。したが
 して、これは正しくいふならば、
 この期末手当については昨年にか
 ぼつて支給すべきであります。人
 事は、これによりまして公務員全
 体に二百六十六億の節約を強制いた
 した。これによりまして公務員全
 体は、この六月に支給すべき〇・二
 分を明年の六月に延ばし、一回支
 給しないことによりまして百三十三
 億圓を
 公務員から召上げたことになつて
 おります。さらには、五月一日実
 施を大幅に十月に延ばすことにより
 二百三十億圓公務員から強制節約を
 したのであります。計六百三十億圓
 公務員から召上げたことになりま
 す。人事院総裁は、勧告にあつて、
 二百六十六億を公務員に強制節約
 させたことをどのよ
 うに考へておられま
 した。総理はまた、公務員から約
 六百三十億圓召上げたことをどの
 ように公務員に対して説明される
 のか。また、大蔵大臣に伺いま
 す。公務員は、昨年六月に民間より
 〇・二低かつたのであります。これを
 二年間延ばして来年の六月に支給
 するといふ、その考へを承りたい
 と思ひます。また、十月実施を
 勧告のとおり五月にいたしま
 すと、〇・三五五分の財源
 であります。この三月末には、三
 公社五現業に〇・五の年度末手
 当が
 出ま
 した。公務員は、その際ゼロであ
 りま
 した。〇・三五五分がどうして出
 せない
 のか、伺
 いたいと思ひます。

総理にお伺いいたしますが、このよ
 うに毎年々々人事院によつて押し
 飛ばされ、政府によつて、け
 飛ばされてきた。これは、公務員が
 手を縛られ、足を縛られている
 からといふ認識が特に強まつて
 おります。スト権を、あるいは
 労働権を、公務員に返すべき
 だといふ主張なり意見が支配的
 になつてい
 ることは、自然の成り行きであ
 り、当然ではないかと思ひます。
 (拍手)総理は、この公務員
 の自然な当然な勢いに對し
 まして、これを認めになるお気持
 はないか、これを今後とも抑え
 ていくお考へなのか、承りたい
 と思ひます。

また、給与担当大臣には、十三年
 のかた公務員の賃金の問題を考
 えられ、またこれからの問題
 を考へられまして、このまま
 で公務員の限らない不満が解決
 していくといふふうにお考へ
 になるのか、伺いたいと思ひ
 ます。人事院総裁に伺いま
 す。人事院勧告は政府によりま
 してこのよ
 うな状態になつて
 おります。一昨年は、浅井前
 総裁は、はなはだ遺憾であるとい
 う答へを行な
 しました。昨年、入江総裁は、
 はなはだ遺憾であるといふ答へ
 がありました。ことしはどうか
 ありま
 した。どうか、どういふふう
 に考へられておるか、伺いま
 す。さら
 にまた、毎年毎年このよ
 うな状態
 で解決の方法がないわけ
 でありま
 す。また、人事院勧告の問題
 点について、総裁が一番御存
 じの
 はずでありまして、また、
 公務員の手当の
 じみじめさ
 について、最も承知してお
 られる。人事院創設以來十三年
 の経過から
 見て、現状を見て、さら
 にこれ
 から先を見
 まして、公務員に労働権を返
 すは
 どうか、伺いたいと思ひます。

最後に、総理に伺ひますが、公務員
 の最高点にある総理といたしま
 して、全公務員に対して、た
 だいま提案になりました給
 与政策について再検討する
 といふお気持はないかど
 うか、承りた
 いたいと思ひます。総理の賢
 明なる
 識見をお伺い
 いたしま
 す。(拍手)以上をもつて
 私の質問を
 終わります。
 (國務大臣池田勇人君登壇、拍手)
 ○國務大臣(池田勇人君) お答へ申
 上げま
 す。

生計費の上昇と公務員給与の引き上
 げとが
 つり合
 わぬではないかといふ御質問
 でございますが、公務員の手
 当は、その職務と責任を基礎
 としておりまして、生計費の上
 昇と必ずしも一致するものでは
 ない建前
 でございます。それは、昨
 年の消費者物価の上昇と公務
 員の手
 当の上昇が違つてい
 ると
 同じことでもお
 わかり
 と思ひま
 す。なお、
 今十月一日より施行する
 ことに
 いたしましたのは、たびたび申
 上げて
 おりますごとく、国民経済全
 般の情勢
 とにらみ合
 わせて総合的に判断した
 結果
 でございます。なお、公務
 員の手
 当を景気調整の具にする考へは
 全
 然ござ
 いません。また、六百億圓取
 り上
 げたとお考へになるよ
 うでござ
 います。計
 算はどうか
 なつてお
 りま
 す。か、われわれは
 いろいろ
 気持は持
 っております。また、公務員
 は
 全体の奉仕者として
 公共の事務に
 従事することになつて
 おります
 ので、私は一般民間の労働者
 とは立場を異
 にと考へて
 おります。したが
 つて、
 今回の給与の

昭和二十六年十月十八日 参議院會議録第九号 一般職の職員給与に關する法律の一部を改正する法律案外二件(趣旨説明)

引き上げを再検討する考えはございません。(拍手)

〔國務大臣福永健司君登壇、拍手〕
○國務大臣(福永健司君) 五月に上昇した分が考慮されていないという点での御意見でございますが、四月を標準といたしまして人事院の勧告が行なわれており、ことに最近の年次のこれが行なわれている傾向にかんがみまして、幾分ズレのあることは、これはやむを得ないというふうに私は考えておる次第でございます。

なお、物価、生計費等との関連に於いての見解をどうもございまして、ただ、たゞいま総理も言われましたように、公務員の給与は職務給の建前と比べておきますので、民間給与との比較に重点を置いてきめるのが妥当である、こういふように考えておる次第であり、したがって、公務員の生計費あるいは実質賃金を切り下げようなどということを考えておる次第ではございません。

それから、公務員の給与は法令で定めることとされている事項につきましては、人事院の調査研究の結果による勧告を基礎として改定する現行制度の建前が適当であるというふうに、私もは考えております。今回の勧告につきましても、その内容について種々の角度から慎重に検討を加えました結果、その内容は妥当なものであると認めて、これを受け入れることにした次第でありましたが、その実施時期につきましては十月一日ということでありまして、まさに勧告のとおりではございません、まさに勧告のとおりではございません、これは国民経済全般の情勢とにらみ合わせた総合判断に基づいたものであります。人事院勧告に

ついてはいろいろの御意見がございまして、鶴岡さんの御意見を拝聴いたしましたのでございまして、国民の中には鶴岡さんの御意見のおりの人ばかりではないのでありまして、すいぶん違った見解もあるわけでございまして、したがって、私は鶴岡さんの御意見を参考にはいたしたいと思っておりますが、全面的におっしゃるとおりというわけには参らないことを遺憾とするものでございまして。

今次の措置が明年の春季闘争を押えるような考えで行なわれているかというふうなことで、私からの見解をどうもございまして、すでに総理がお答えになったとおりでございまして、まあ、鶴岡さんのおっしゃるとおりでございますが、公務員の給与というものは民間の給与に追いつかせるというところが趣旨でございますので、したがって、今度のことと来年のことを考えていうことではないことは、そういう論理からも明白であります。公務員は、全体の奉仕者としていたしまして、公共の事務に従事する特殊な地位にあるものでありまして、さような特殊な地位といたしまして、さような特殊な地位といたしまして、争議権を認めないというのであります。これを民間の一般労働者と同等に取り扱ふことは私は適当でないと考えております。したがって、現行制度をこの際改めようという考えは持っておりません。

その他いろいろの数字等につきましては、算出の根拠等についての御質問がございまして、これらは人事院からお答えするものと考える次第でございます。(拍手)

〔國務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○國務大臣(水田三喜男君) 期末手当の実施を明年六月まで延ばすのではなく、いかんという御質問でございましたが、そうではございませんで、この十二月支給の期末手当分から勧告の線に沿った増額支給をいたすことになっておる次第でございます。(拍手)

〔政府委員入江誠一郎君登壇、拍手〕
○政府委員(入江誠一郎君) お答え申し上げます。お尋ねの第一点でございますが、期末手当を昨年〇・一九を減らし、本年度〇・〇八を残し、さらに週及いたさないのが不都合でないかというお尋ねでございますが、御存じのようには、公務員の期末手当は民間の賞与と異なりまして、恒久的性質を持つておりますので、毎年若干控へ目に勧告いたしておるわけでございまして、また期末手当につきましては、俸給と異なりまして、民間会社それぞれ支払時期を異にいたしますので、前年一カ年間に四月現在で調査いたしました、これを勧告いたすわけでございまして、御了承願いたいと思つております。

次に、十月実施の問題につきまして人事院としてどう考えるかという問題でございますが、もちろん人事院といつたしましては、民間の給与を四月に調査いたしまして、これを基準として勧告いたしたわけでございまして、五月実施を受け入れられなかったことにつきましては遺憾に存じます。しかしながら、人事院は公務員の給与問題として勧告をいたしているわけでございまして、政府が国政全般の見地からこれに対して見解があるということ

は、勧告制度上やむを得ないことと存じます。結局、この問題は、国権の最終的に御決定に相なるものと存じます。

最後に、労働権の問題について人事院はどう考えるかというお尋ねでございますが、人事院といたしましては、公務員は、全体の奉仕者として、国会の定めるところの法律によって給与が決定されることが適当と考えております。(拍手)

〔議長(松野鶴平君) 向井長年君。向井長年君登壇、拍手〕
○向井長年君 私は民主社会党を代表いたしました。たゞいま提案された一般職の職員給与に關する法律の一部を改正する法律案初め三案につきまして、一括して質問をいたしたいと思つてございまして、

言うまでもなく、この法案は、去る八月八日人事院によって行なわれた「公務員の給与に關する勧告」を基礎として立法化されたものであります。したがって、これら三案についての吟味は、同時に人事院勧告内容それ自体に対する検討を必要とすることは、ここに多言を要しないのであります。そこで私は、人事院勧告の完全実施問題に入りまして、まず人事院勧告の内容の問題について政府の所見をただしたいと思つて、

不満でございます。その理由を一言にして尋ねれば、公務員給与のあり方が、民間給与に比して適当に評価されていないというところにあります。御承知のとおり国家公務員法は、公務員給与の決定について、生計費、民間における賃金、その他人事院が決定する適当な事情を勘案してその給与を決定すべきことを定めておるのであります。しかし、基準はきわめて抽象的で、正しい生計費であるか、あるいはまた適当な民間賃金なのか、全く判然としないうちに、人事院はみずからの判断によって一定の基準を設定し、それによって給与勧告を行なつてきているのが、今日までの実情であります。この点が、公務員労働者の間に種々の論議を巻き起こし、不満の直接の原因を作つておるところであります。今回の勧告もその例外ではありません。勧告に對するわれわれの検討の結果得た結論は、これまでの勧告と同様、公務員の給与水準が民間賃金のそれより非常に低い。この結果、公務員給与が不当に低い水準に抑えられているということとであります。

その原因の一つは、これまでわれわれが再三にわたつて指摘いたして参りました民間対象事業のとり方が、今回の勧告に際しても全く改善されず、依然として五十人以上以上の基準が置かれておることとあります。御承知のように、公務員の場合は海軍職関係の三百六十四人を例外といたしまして、他はすべて千人以上であり、行政職関係においては二十万人という状態でありまして、したがって、民間と比較する場合においても、相当高いところと比較するのが当然であつて、五十人

不満足でございます。その理由を一言にして尋ねれば、公務員給与のあり方が、民間給与に比して適当に評価されていないというところにあります。御承知のとおり国家公務員法は、公務員給与の決定について、生計費、民間における賃金、その他人事院が決定する適当な事情を勘案してその給与を決定すべきことを定めておるのであります。しかし、基準はきわめて抽象的で、正しい生計費であるか、あるいはまた適当な民間賃金なのか、全く判然としないうちに、人事院はみずからの判断によって一定の基準を設定し、それによって給与勧告を行なつてきているのが、今日までの実情であります。この点が、公務員労働者の間に種々の論議を巻き起こし、不満の直接の原因を作つておるところであります。今回の勧告もその例外ではありません。勧告に對するわれわれの検討の結果得た結論は、これまでの勧告と同様、公務員の給与水準が民間賃金のそれより非常に低い。この結果、公務員給与が不当に低い水準に抑えられているということとであります。

以上というのは全く実情を無視したものとわなければなりません。このことは、公務員給与を、いやがらうでも民間より低くする結果を招来いたしていると思ふのであります。また、これに拍車をかけるものとして、男女間に格差のある民間賃金を平均して、男女同一賃金である公務員と比較していることも、これまた公務員給与を民間のそれよりもますます低くする結果を生み出していると思ふのであります。こうした例は枚挙にいとまがないわけでありまして、これでは、公務員給与と民間給与とのバランスをとることは、当初からできない相談であります。人事院勧告に対して公務員労働者間に広がりつつある不満の一つが、まさにこうした勧告の内容の矛盾にあることは、今日だれしもが否定できない事実であります。この点に關する政府の所見をまずお伺いいたしたいと存じます。

また、このような矛盾を解消するために、現在人事院の自主的判斷にゆだねられている生活賃金の算定、民間給与との比較方法等について、一定の基準を示すとき新たな立法措置をとる考へは政府にあるかないか、この点をお伺いいたしたいと存じます。その一環として、この際、公務員労働者の最低賃金を法定化する考へはないか。これらの諸点について總理及び給与担当大臣の所見を承りたいと思ひます。

なお、より根本的な議論として、公務員の給与決定機構として、現在のごとき人事院のあり方が適當であるか、なかの問題があるが、ここ数年の人事院勧告を見ると、単にそのときどきの特徴的な矛盾を一時的に調整することだけに専念し、公務員の給与体系を一

体どのようにしていくとするのか、全く目標を失つていっている感があるのではありません。きわめてそういふ点が今後の大きな問題であらうかと思ひるのでございます。このままでは、公務員労働者の人事院に対する不信の念を強めるばかりだと思ひますが、現在の人事院制度について、政府は具体的な改善案を今後用意しているか、お伺いいたしたいと存じます。

なお具体的問題として、昭和三十年十一月に公務員制度調査室が答申したとき、英國のホイットレー協議會方式に似た、職員側と当局側との協議会制度を、この際採用する考へはあるかないか、お伺いいたしたいと存じます。

次に、勧告の実施問題について政府の真意をただしたいと思ひるのであります。これまで政府は、勧告の完全実施というこゝろをたびたび口にしながら、常にこれをごまかす態度をとつてきたのであります。今回の勧告についても、またしかりであります。勧告は明らかに五月一日にさかのぼつて実施することを要求しているにもかかわらず、政府はこれを十月から実施しようとしていのがまさにそれでありまして、五月実施と定めてあるものを十月から実施することが、何故完全実施であるのか、政府の明快な説明を要求するものでござります。先ほど給与担当大臣は、経済情勢の上にとつてと言つておられますけれども、具体的に、しからば、五月に遡及することによつて経済情勢がますます悪化するといふのか、あるいはまた、財源がないといふのか、こゝろ問題を明確にしていただきたいと思ひます。

こゝろいふような政府の態度は、明らかに勧告を無視するものであつて、人事院制度を何とかよいものに作り上げていくとする公務員労働者の努力を否定し、みずから人事院に対する不信の念を助長することによつて、本制度を崩壊に導くことをわれわれはおそれるものであります。現在、多くの公務員労働者は、勧告に不満を抱きながらも、それが徐々に改善されることを期待しつつあることは言を待ちません。

私に、ここにあらためてこの点に關する政府の猛省を促すとともに、政府がこの際、これまでの行きがかりを捨てて、五月一日実施に踏み切り、もつて、よき慣行の樹立と、みずからの責任を果たすことに政府が熱意ある態度をとることを強く切望し、三法案に対する私の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕
○國務大臣(池田勇人君) 答へ申し上げます。
人事院勧告の基礎となる算定方法につきまして、いろいろ御意見があつたようでございますが、私は、今の算定方法が適當と考へております。
なお、人事院の改組あるいは公務員の最低賃金といふことについての御意見でございます。最低賃金制を公務員にしく考へはございません。また、人事院の中立的第三者機関としての機能は、今十分發揮せられていると考へ

ます。したがって、これを改正する気持はございません。英國のホイットレー方式あるいはフランス方式等々、私も研究して見ましたが、日本の制度が一番いいと考へております。
なお、十月実施につきましては、先ほどお答えしたとおり、諸般の事情から決定したものでござります。(拍手)

〔國務大臣福永健司君登壇、拍手〕
○國務大臣(福永健司君) 人事院勧告の内容につきましては、先刻申し上げましたように、慎重に検討を加えた結果、妥當なものとなつたと思ひます。たゞ、いろいろ御不満をお述べになりました。たとへば五十人以上の事業場などの比較という点にも触れられたのであります。こゝろした点につきましては、実は、もつと小さな、四十九人以下の事業場等の事情も比較して検討すべきであるといふ意見等も強く一方においてはある次第でございます。いろいろ御意見のあるところでありまして、国民一人一人となつても御不満のないようになつてはなかなかならぬのでござります。私は、現行制度のもとにおいて人事院が出しました結論が妥當といふことで御了承をいただきたいと存ずる次第であります。

なお、公務員最低賃金法のようなものを制定しないかといふことでござりますが、すでに總理もお答えになつたのであります。民間においてはさういふことが漸次進んでおり、労働省といふこともありますが、できるだけこの適用人員をふやすことに努力いたしておるのであります。さうした事情もある民間の給与をいろいろ検討して、これに合わせるようにという措置が人事院

においてとられるのでありますから、私は公務員それ自体に最低賃金制の立法措置を講ずるといふことは必要がない、こゝろいふふうに考へてはいる次第でございます。ホイットレー方式等について御見解の表明がありましたが、あゝいふ答申があつたのに、さういふことをしないのかといふような意味での御質問の点についてお答え申し上げます。御指摘の答申は、人事院は人事院で置いておいて、あゝいふようなことも考へるといふようなことはどうか、といふ一つの示唆があつたわけでありまして、各組合と各省、あるいは政府で、お話のよ

い、話がまとまらぬような場合、そのあとをどうするかといふようなことで、実は組合側からいふん強い御批判がこの御意見等にはあります。さういふ次第で、私ももといたしましては、いろいろの角度から検討しなければならぬし、日本の現行の方式が今の日本にとつては最もよろしいのだと考へておりますから、直ちにこゝろといふようなことは考へていない次第でございます。

十月実施の点では、皆さんから強い御意見があらにるのであります。が、公務員行政上の立場だけから言ふならば、給与担当大臣たる私は、まあ、さかのほればそれはありがたいには違ひないのでありますけれども、国政全体から考へての結論といふことが、政府といたしましては、これはもう当然必要なことでござります。先ほどから申上げておられますような次第を考へいたしました。総合的

官報(号外)

判断の結果、先刻申し上げたよりなごに相なった次第であります。何とぞ御了承賜わりたいと存じます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 高瀬荘太郎君。
[高瀬荘太郎君登壇、拍手]
○高瀬荘太郎君 私、参議院同志会を代表いたしまして質問をいたしたいと思ひます。

ただいま上程されております給与の法案についての詳細な質疑は、いずれ委員会で行ないたいと思ひますが、ここでは、今回の給与改正と関連いたしまして、重要な一般的な問題についてだけ簡単に御質問をいたしたいと思ひます。

まず第一に、今回の公務員の給与引き上げの経済的影響の問題であります。これにつきましては通産大臣に御答弁願ひたいのでありますが、あるいは問題によりましては総理に御答弁をいたしたいと存じます。

国家公務員の給与引き上げというものは、それだけにとどまりません。当然、地方公務員、三公社五現業の給与引き上げを必要といたしますし、また、学校法人の職員とか各種の財団法人の職員等の給与引き上げを誘致いたしますことは必ずであります。また、これが民間企業のベース・アップを刺激することにもなるのであります。それから、国家公務員の給与引き上げというものは、ずいぶん広い範囲に波及するものと考へなければなりません。したがって、これが公社とか財団法人、学校法人などの経営を圧迫することになることは当然であります。そこで、鉄道その他公社などが経営が困難になりますして、料金引き上げを余儀なくす

るといふ結果になるおそれがないかどうか、まずその点を伺いたいと思ひます。それからまた非常に広い範囲の給与引き上げを生ずるといふ点も、おのずから国内購買力の非常な増大になるというところは当然でありますから、その結果として物価に影響を及ぼしはしないか。そうなりますと、ひいては、通産大臣が平素非常に強く提唱されております輸出振興に影響することはないかどうか。そういう点で経済界に重大な影響をもたらすおそれがあると思ひますので、これらの点につきまして、通産大臣あるいは総理の御意見を伺いたいと思ひます。

第二にお伺ひたいのは、今回の公務員給与改正が公務員の給与体系に及ぼす影響についてであります。これを給与担当大臣に伺いたいと思ひます。人事管理の適正ということ、民間企業ばかりではなく、官庁業務についても、もちろん重要な問題でありますし、この人事管理につきまして、給与体系というものが非常に重要であることも言うまでもないところであります。したがって、政府といたしましては、公務員の給与体系について十分研究をし、適正な給与体系というものについて確信のある見解を持つていなければならぬと思ひます。

ところが、昨年の人事院勧告と、今回の人事院勧告を、そのまま無条件に受け入れておるといふところを見ますと、はたして政府に確固たる給与体系が考へられているのかどうか、はなはだ疑わしいと思ひます。ということ、昨年の勧告は、上級職に厚く、下級職に薄かつたのであります。ですから、これを取り入れることによ

りまして、上級、下級の格差は相当大幅に広げられたのであります。ところが今回の勧告は、逆に、下に厚く上に薄くなつておるのであります。ですから、これを取り入れれば、その格差は相当縮まることになります。わずか一年の間に、このように、格差の幅を広げたり縮めたりするということは、たとえこれが人事院の勧告に基づくものでありましても、公務員の給与につきまして、政府に確たる見識が欠けておる証拠ではないかと思ひます。こんなことでは、また格差是正とか、中だるみ是正とか、始終給与改正を繰り返さなければならぬことになるだろうと思ひます。こういう点について給与担当大臣の御意見を伺いたい。また、上級、下級の格差につきましてどの程度が適正な基準だと思ひます。えになつておられるのか、それを伺いたいと思ひます。

第三に、今回の給与改正と関連いたしまして、民間企業職員の給与体系と官庁職員の給与体系との関係につきまして、給与担当大臣の御意見を伺いたいと思ひます。昨年の人事院勧告も、また今回の人事院勧告も、民間給与との均衡というところに重点が置かれておると思ひますが、給与体系というものは、職務の内容、性質などによりまして、当然異なるべきものでありますから、民間企業職員の給与体系と公務員の給与体系とは、給与の基準につきましても、あるいは給与の格差につきましても、異なるのが当然であると思ひます。また民間企業の職制と官庁の職制とは異なるのが当然でありまして、両方の対応をきめるということも非常に困難なはずであり

ます。したがって、現在人事院の行なつております民間企業と官庁の対応のきめ方にもはなはだ不合理だと思はれる点が少なくありません。もとより公務員の給与につきましても、民間給与との均衡をはかるということも必要には違ひないのでありますが、民間給与が経済界の好況あるいは組合攻勢等の上がつたからといひまして、公務員の給与をこれにならつて直ちに同様にしなければならぬというふうな、機械的な扱ひといふものは、決して適当とは言えないと思ひます。民間給与との均衡をはかるということは、決して民間給与と均等化するということではないのであります。ところが、人事院の勧告も、またこれを受け入れる政府の態度も、公務員給与と民間給与との差別を無視しているのではないかと、ただ均等にすればよい、こう考へているのではないかと思はれるのであります。そこで給与担当大臣に伺いたいことは、公務員の給与体系というものは、民間企業の給与体系とは別個の、独自の体系でなければならぬと思ひますが、また公務員給与は民間給与と均等化すべきものではないかと思ひますが、給与担当大臣の御意見を伺ひます。

第四に、公務員給与引き上げと行政能率の向上との関係であります。民間給与の引き上げ財源というものは、事業収益の分配比率の変更か、あるいは経営の合理化、能率増進というふうな、経営努力によつて調達されるのが通常であります。ところが公務員給与の引き上げ財源というものは、どうしてこれを調達するのが適当と考へられるか。ただ税金でまかなうとか、公社

の料金引き上げでまかなうとかいふようなことでは、納税者を搾取したり、一般大衆を搾取するという結果になるのではないかと。今回のような公務員給与引き上げの財源も、政府としては、行政能率を大いに増進して、そこで相当の部分は当然まかなわなければならぬと考へるのであります。その点につきまして総理の御意見を伺いたいと思ひます。

○議長(松野鶴平君) 時間が超過しましたから、結論をお願いします。
○高瀬荘太郎君(続) 最後に、時間が参りまして御質問をする時間がございせんが、これは先ほども質問がございまして点であります。今日の人事院制度についての矛盾不合理という点であります。政府として矛盾不合理を感じておられないかどうか。感じておられるとすれば、行政運営の上から、今日の人事院制度に根本的検討を加える必要があると思ひますが、その点について総理の御見解を伺ひます。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。
公務員給与引き上げの経済的影響といたしまして、これはいはずれ通産大臣が御答へすると思ひますが、経済の成長に伴ひましてサービスの価値の上がることは、これは当然の結果と思ひます。私は、今回の公務員給与の引き上げによりまして、国内経済に非常な悪影響を及ぼすとは考へておりません。

それから、公務員給与の引き上げは行政能率の上昇が伴うべきではないか。私は、行政能率の向上というものと公務員給与の関係は、直接には

の料金引き上げでまかなうとかいふようなことでは、納税者を搾取したり、一般大衆を搾取するという結果になるのではないかと。今回のような公務員給与引き上げの財源も、政府としては、行政能率を大いに増進して、そこで相当の部分は当然まかなわなければならぬと考へるのであります。その点につきまして総理の御見解を伺いたいと思ひます。

関係ないと考えております。これは職務給でございます。行政能率がよかつた人に特に上げるといふわけのものではないと考えております。

それから、人事院制度につきましては、先ほどお答え申し上げましたこととく、いろいろ長短はございましたが、今の状態としては人事院の機能は十分發揮される、これでやっていくことが適当だと考えております。(拍手)

○國務大臣(佐藤榮作君) 公務員給与ベースの引き上げは、すでに御承知のように、民間給与との不均衡をなくすると、こういうことでございます。この直ちに民間給与を引き上げ、そういう刺激を与えるかどうか、こういうことは理論的にはすぐは生じてこない、かように思います。ただ、問題は、一般に、その先後の関係、先に民間が上がつておる、あとに公務員給与を上げる、こういうことではございませぬ、悪循環を来たすおそれがあるかどうか、こういう点が問題であらうかと思ひます。しかし、民間給与は、民間企業内の採算ベースによつて行なわれるものでございませぬから、この採算ベースに合わないような給与の引き上げといふことはまず考えられない。で、民間給与との不均衡を是正する、こういう意味のものでございませぬから、民間ベースアップ、さらにそれを刺激するといふことはないのではないかと、かように私も考えま

す。また、この給与が上がると国内の購買力を刺激する、増す、したがつて物価が上がるのじゃないか、こういうお話でございますが、購買力も増すので

ございませぬが、企業内の採算ということ、申すまでもなく生産性を向上させるということでありまして、供給の面においても十分購買力を上回るこ

とができる、かように考えますから、この給与自身から直ちに物価が上昇するといふ結論にも、これまたならないのではないかと、思います。ただ、総理からただいまお答えがありましたように、サービス業等におきましての好況時代における賃金、こういうものがあ

る程度上がる、これはどうもやむを得ないのじゃないか、で、生産コストそのもので大きい部分を占めるのは、申すまでもなく、御指摘のように賃金だろふと思ひます。最近の合理化、機械化等は、この賃金を上回るよ

うな生産性を發揮しておる、かように私も考えております。

また、輸出振興の面におきまして、国内の内需が旺盛であります、なかなか思ひ通りに輸出が進んで参りませぬ。最近、設備投資を中心にしての内需の抑制策をただいまとつておりますので、今後は輸出の面におきましても好転を期待ができるのじゃないか、か

ように私も考えております。(拍手)

○國務大臣(福永健司君) 職務給の建前をとつております公務員給与の決定につきましても、具体的に給与を定めるにあつては、公務員の職務内容と責任の度合いに対応する民間企業の給与額を調査しまして、これを適当な均衡のとれたものにするといふことを目的として、昨年の改定も今回の改定もその建前によつて

いるのは当然でございます。そしてこれが

妥当であるかと私は考えているのであります。一年のうちに、去年と、ことしでは、ずいぶん傾向の違った報告が行なわれ、またそれを政府がのんだ

じやないか。事実はまさにそのとおりでございますが、昨年の事情といたしましては、ああいうことが必要であつたし、昨年ああいうことをやりましたことによつて、一年間の経過にかんが

みて、今年はいよいよ改めなければならぬといふことで、今度の報告になつたわけでございませぬ。変わつたと言われるのであります。変わつた意味におきましては、今回の措置は悪く変わったとは考えておりませぬ。去年足らざりしところを今年補つて、より完全なもの、よりよきものに近づいてきた。こういうふうに考えている次第でございます。しかし、それはそれごとく、公務員給与体系の重要性は十分認識いたして、つくりだしてございませぬ。お説を参考にいたしまして善処して参りたい、こういうふうに考えております。

それから行政能率の向上についての御意見、つづしんで拜聴いたしましたのであります。まさに私もそれを考えておりますのであります。あの勧告を政府が受け入れて、これを実施しようといふことの閣議決定をいたしました際に、この点につきましてもの申し合わせもいたしまして、できるだけ官庁事務の能率化をはからなければならぬ、こういうことを申し合わせして、御期待に沿うように今後とも努力して参りたいと考えております。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長大谷藤之助君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

建設省設置法の一部を改正する法律案

右

建設省設置法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十六年九月二十五日

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 建設省の所管行政に係る建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務を行なうこと。

第三条第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 宅地造成に関する調査及び指導を行なうこと。

第三条第二十六号の五中「建築資材」を「建設資材」に改め、「並び

に」の下に「測量に関する技術者及び」を加え、同条第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 地震工学に関する研修(外国人研修生を含む)の研修を行なうこと。

第四条第一項中「五局」を「六局」に、「計画局」を「都市局」に改め、同条第二項中「第二十五号から第二十五号の四まで、第二十八号、第二十八号の二」を「第二十五号の四、第二十八号」に改め、「第三十号に規定する事務」の下に、「同条第二十五号に規定する事務のうち建設業法(昭和二十四年法律第百号)の規定による建設工用機械に係る技術検定に関するもの」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第十八号から第十九号まで」を「第十八号の三、第十九号」に改め、同条中項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「計画局」を「都市局」に改め、「第一号、第一号の二、」を削り、「第十七号及び第十七号の二」に規定する事務、同条第三号に規定する事務の総括に関する事務」を「規定する事務」に、「関するもの、」を「関するもの並びに」に改め、「並びに」を削り、同条第二十九号に規定する事務のうち建設技術に関する試験及び研究の助成に関するもの」を削り、同条中項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

8 計画局においては、前条第一号から第一号の三まで、第十七号から第十八号の二まで、第二十五号の二、第二十五号の三及び第二十

八号の二に規定する事務、同条第三号に規定する事務の総括に関する事務、同条第二十五号に規定する事務（建設業法の規定による建設工事用機械に係る技術検定に関する事務を除く。）並びに同条第二十九号に規定する事務のうち建設省の所管行政に関する調査及び統計並びに資料の収集、整理及び編集に関するもの（附属機関の所掌に属するものを除く。）並びに建設技術に関する試験及び研究の助成に関するものをつかさどる。

第八条第一項中「河川工作物」を「土木」に改める。

第九条第一項中「並びに同条」を「同条」に改め、「指導に関するもの」の下に「並びに同条第二十九号の二に規定する事務」を加える。

第九条の二第一項中「第二十六号の五に規定する事務のうち」の下に「測量に関する技術者及び」を、「幹部」の下に「及び隊員」を加える。

第十条第一項の表中央建設業審議会の項中「昭和二十四年法律第百号」を削る。

第十四条第一項中「四部」を「五部」に改め、「ただし」の下に「、用地部は、関東地方建設局及び近畿地方建設局にのみ置くものとし」を加え、「総務部」を「総務部 用地部」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔大谷廉之助君登壇、拍手〕

○大谷廉之助君 たいだいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、建設事業に関する総合計画及び長期計画の策定、公共用地取得対策の樹立、建設業の振興等に関する行政を推進するため、本省にこれらの事務を所掌する局として、新たに計画局を設置するとともに、従来の計画局の名称を都市局に改めるほか、直轄事業の事務量の増大及び大都市近傍における用地取得の困難に対処して、関東地方建設局及び近畿地方建設局に用地部を設置すること等、建設省の所掌事務及び機構について、その整備をはかりとうするものであります。

委員会におきましては、本法律案に関連して、徳園委員より、部局の増設、総括整理職の増加、公社、公団、事業団等の官庁の出先機関化の傾向等について質疑が行なわれ、川島行政管理庁長官よりそれぞれ答弁がなされましたが、その詳細は会議録により御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、山本伊三郎委員より、砂防行政の重要性にかんがみ、すみやかにその機構の拡充強化をはかるべきである旨の意見を付して賛成の発言があり、討論を終わり、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、山本伊三郎委員の討論に関連して中村建設大臣より、砂防行政の強化を痛感しているので、その機構の拡

充強化が来年度予算に実現できるより最善の努力をする旨の発言がなされました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松野鶴平君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君） 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

日程第三、日本育英会法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案を一括して議題とすることにより御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長（松野鶴平君） 御異議ないと認めます。日程第二につきましては提出者の趣旨説明を、日程第三につきましては委員長の報告を求めます。文教委員長平林剛君。

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十六年十月十七日
提出者 文教委員長 平林 剛
参議院議長松野鶴平殿

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律

第一条中「女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中」を「女子教育職員が出産する場合における」に、「職務を行わせる」を「職務を補助させる」に改め、「臨時的任用」及び「正常な実施を確保すること」の下にそれぞれ「等」を加える。

第二条第一項中「及び養護学校」を、「養護学校及び幼稚園」に改め、同条第二項中「校長」の下に「園長を含む。以下同じ。」を加える。

第三条を削る。

第四条を次のように改める。
（国立又は公立の学校における教育職員の臨時的任用）

第三条 国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が出産することとなる場合においては、任命権者は、出産予定日の六週間（人事院規則又は条例でこれより長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間）前日から産後六週間（人事院規則又は条例でこれより長い産後の休業の期間を定めたときは、当該期間）を

き、当該期間）を経過する日までの期間又は当該女子教育職員が産前の休業を始める日から、当該規則又は条例でこれより長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間）を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を臨時的に任用するものとする。

2 女子教育職員の出産に際してその勤務する学校の教育職員の職務を補助させることができるような特別の教育職員がある場合において、任命権者が、当該教育職員に、前項に規定する期間、同項の学校の教育職員の職務を補助することとするときは、同項の臨時的任用は、行なうことを要しない。

第五条を第四條とし、同条の次に次の一条を加える。
（私立の学校において講すべき措置）

第五条 私立の学校に勤務する女子教育職員が出産することとなる場合においては、当該学校の設置者は、出産予定日の六週間前日から産後六週間を経過する日までの期間又は当該女子教育職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十二週間を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を任用するよう努めなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十條第二号を次のように改める。

二 女子教職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)第三條第一項の規定により臨時的に任用される者

3 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百二十五号)第三條第一項の規定により臨時的に任用される者

二 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)第三條第一項の規定により臨時的に任用される者

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本育英会法の一部を改正する法律案

昭和三十六年九月二十五日
内閣総理大臣 池田 勇人

日本育英会法の一部を改正する法律案

日本育英会法の一部を改正する法律

日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六條ノ四第一項及び第二項を次のように改める。

日本育英会ハ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ死亡又ハ不具廢疾ニ因リ貸与金ノ返還不能トナリタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

前項ニ規定スル場合ノ外日本育英会ハ大学又ハ高等専門学校ニ於テ学資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校其ノ他ノ施設ノ教育ノ職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スルコトヲ得

後一定年数以上継続シテ中学校、高等学校、大学、高等専門学校其ノ他ノ施設ノ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルトキ亦同ジ

第二十四條第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ業務ノ方法中第十六條第一項第一号ノ規定ニ依リ貸与金ノ回収ニ關スルモノハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第三十六條の次に次の二條を加える。

第三十六條ノ二 当分ノ間大学若ハ大学院又ハ高等専門学校ニ於テ学

資ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業後一定年数以上継続シテ硫黄島及伊平屋島並ニ北緯二十七度以南ノ南西諸島(大東諸島ヲ含ム)ニ於ケル第十六條ノ四第二項ニ規定スル教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ在リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ガ同項ノ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルモノト看做シ同項ノ規定ヲ適用ス

第三十六條ノ三 当分ノ間第十六條ノ四第二項及前条中「大学」トアルハ「大学(国立工業教員養成所ヲ含ム)」ト読替フルモノトス

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の日本育英会法第十六條ノ四第二項及び附則第三十六條ノ二の規定は、この法律の施行の際現に大学(国立工業教員養成所を含む)又は大学院に在学する者に対しその在学期間中に貸与した貸与金についても、適用する。

〔平林剛君登壇、拍手〕

○平林剛君 たいま議題となりました女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

去る昭和三十年の第二十二回国会において、参議院の各党各派の共同提案にかかるとこの法律が成立し、その施行によつて補助教員の配置状況は漸次充実して参りました。しかしながら、この法律の趣旨、すなわち、労働基準

法に規定するところの十二週間を最低として休業させ、その期間を補助教員配置の期間とするという精神は、いまだに徹底を欠き、補助教員を完全に配置しておきまるところは十県余にとどまり、その他の府県におきましては、財政上の理由等により、いずれも八週間ないし六週間に短縮されている現状であります。それゆゑに、女子教員職員が、その担当する児童生徒に対する教育的良心から、産前の休暇をほとんどとつていないという実態は、法の施行前と大差なく、過労による異常産はきわめて高い比率を示しており、これらのことが教育上多大の支障をもたらし、学校教育の正常な実施を阻害する原因となつておきますことは申すまでもありません。

このよりの現状にかんがみ、本改正案は、まず第四條を全面的に改めて、女子教育職員が出産する場合、任命権者は、産前の六週間及び産後の六週間、または産前産後を通じての十二週間のいずれかの期間を任用の期間として、補助教員を臨時的に任用するものと規定いたしました。なお、産休職員の職務を補助させることができるよう特別な教育職員がある場合において、臨時的任用を行わなくてもよいことをあわせて規定しております。したがつて、国及び地方公共団体の任務として、必要な財政的措置を講ずべき旨を規定しております。第三條は、不要となりますので、これを削除することといたしました。

また、この第四條改正の趣旨にのつとりまして、法律の題名を、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の

確保に関する法律に改めることといたしております。

改正の第二は、この法律の第二條第一項に定められておきまする学校に、新たに幼稚園を加へ、同條第二項の教育職員に、幼稚園に勤務する園長以下の教育職員を加えて、これらの教育職員についてもこの法律を適用することとしたこととでございます。

改正の第三は、私立の学校においても、学校の設置者は、この法律に規定されておる国立諸学校と同様の措置を講ずるよう努めなければならぬ旨を新たに規定したこととでございます。

なお、この法律は公布の日から施行することといたしております。

以上が改正の趣旨及び内容の主要点でございますが、本案は、さきの第三十八回国会において、参議院においては全会一致をもつて可決を見たのでありますけれども、衆議院において審査未了と相なりましたことを申し添えます。何とぞすみやかに御賛同下さるようお願い申し上げます。

次に、日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、第三十八回国会に政府より提出され、本院において修正議決の上、衆議院に送付されましたが、衆議院において審査未了となりましたので、今回再び提出されたものであります。なお、再提出にあつて、政府は、法案の内容に、前国会における本院の修正点を含めております。

昭和三十六年十月十八日 参議院會議録第九号 女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部を改正する法律案外一件

一〇一

昭和三十六年十月十八日 参議院會議録第九号

女子教育職員の産前産後の休暇中に於ける学校教育の正常な実施の確保に關する法律案

一〇二

昭和十九年、日本育英会法施行以來、日本育英会は国家的な育英事業として、多くの成果をおさめて参りました。現在、日本育英会から学資の貸付を受けた者は、その貸付金を返還する義務を負っており、特例として、それらの者が、義務教育に従事する教員、または高度の學術研究者となつた場合には、その貸付金の返還を免除できることになっております。ところが、近年、高等学校進学者の急増に對処し、また、科学技術者の育成を促進するため、高等学校または大学に優秀な教員を確保することがますます重要になつて参りましたので、本改正案において、これに應ずる措置を講ずるとともに、貸付金の回収を一より適確に行なうため、現行法の一部に必要な改正をいたそうとするものであります。すなわち、

改正の第一は、大学における貸付金の返還を免除される職のうち、高等学校、大学、高等専門学校その他の施設の教育の職を加えたことであり、また、

第二は、大学院における貸付金の返還を免除される職のうち、中学校、高等学校及び高等専門学校の教育の職を加えたことであり、また、

第三は、日本育英会の業務の方法のうち、特に貸付金の回収に關するものは、主務大臣の定めるところによるものとしたことであり、

第四は、当分の間、沖縄における教育または研究の職に於ける場合も、日本本土の場合と同様に、貸付金の返還を免除できる規定を設けたことであり、

第五は、当分の間、国立工業教員養成所を大学と同じ取り扱ひとすることであり、

委員会の審議におきましては、すでに第三十八回国会において、各委員から、育英制度全般につきまして、きわめて詳細な質疑が行なわれておりましたので、今回は別に質疑もなく、原案について討論に入りましたところ、自由民主党を代表して安部清美委員より、本法案に賛成の意見が述べられるとともに、附帯決議案が提出されました。その決議案は、

大学において学資の貸付をうけた後、学校教育法第一条に掲げる学校の教育・保育の職に就いたすべての者に対し、貸付金の返還を免除できるより、政府は、すみやかに適切な措置を講ずべきである。

次に、日本社会党を代表して千葉千代世委員より、教育の機会均等の原則に於り、日本育英会法も貸付制度から給付制度に発展すべきであるとの要望を添えて賛成意見が開陳され、また、附帯決議案にも賛成の意見が述べられました。

かくて討論を終わり、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯決議案もまた全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。これに對し文部大臣より、決議の趣旨を尊重して検討したい旨の発言がありました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

また、女子教育職員の産前産後の休暇中に於ける学校教育の正常な実施の確保に關する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決せられました。

次に、日本育英会法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事西田信一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案
昭和三十六年九月二十五日
内閣総理大臣 池田 勇人

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「又は所屬未定地」を削る。

第七條第一項後段を削る。
第一章第九條の二の次に次の三條を加える。

第九條の三 公有水面のみに係る市町村の境界変更は、第七條第一項の規定にかかわらず、関係市町村の同意を得て都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならない。

公有水面のみに係る市町村の境界変更で都道府県の境界にわたるものは、第七條第三項の規定にかかわらず、関係のある普通地方公共団体の同意を得て自治大臣がこれを定める。

公有水面のみに係る市町村の境界に關し争論があるときは、第九條第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、職権によりこれを第二百五十一條の規定による調停に付し、又は当該調停により市町村の境界が確定しないとき、若しくはすべての関係市町村の裁定することについての同意があるときは、これを裁定することができる。

第一項若しくは第二項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界変更又は前項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界の裁定は、当該公有水面の埋立て(干拓を含む。以下同じ)が行なわれる場合においては、前三項の規定にかかわらず、公有水面の埋立てに關する法令により当該埋立ての成功の認可又は通知がなされる時までこれをすることができ

る。第一項から第三項までの同意については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第七條第六項及び第七項の規定は第一項及び第二項の場合に、第九條第三項、第五項から第八項まで、第九項前段及び第十項の規定は第三項の場合にこれを準用する。

第九條の四 自治大臣又は都道府県知事は、公有水面の埋立てが行なわれる場合において、当該埋立てにより造成されるべき土地の所屬すべき市町村を定めるため必要があると認めるときは、できる限りすみやかに、前二條に規定する措置を講じなければならない。

第九條の五 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示するとともに、自治大臣に報告しなければならない。

第九十三條第二項中「第二百五十八條第一項」を「第二百五十八條に改める。

第百零二條第二項ただし書中「勾引又は過料」を「過料、罰金、拘留又は勾引」に改める。

第百二十七條第一項中「被選挙権を有しない者であるとき」の下に「又は第九十二條の二の規定に該当するとき」を、「その被選挙権の有無の下に

「又は同条の規定に該当するかどうかを」加える。

第四百十三条第一項中「被選挙権を有しなくなつたとき」の下に「又は前条の規定に該当するとき」を、「その被選挙権の有無」の下に「又は同条の規定に該当するかどうか」を加える。

第六十六条に次の一項を加える。

普通地方公共団体の長は、副知事又は助役が前項において準用する第四百十二条の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。

第六十六条に次の二項を加える。

出納長及び収入役が、前項において準用する第四百十二条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

第六十八条第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第六十八条の五に次の二項を加える。

法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

第六十八条第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第八十四条第一項中「選挙権を有しなくなつたとき」の下に「又は第八十条の五第六項の規定に該当するときは」、「その選挙権の有無」の下に「又は同項の規定に該当するかどうか」を加える。

第九十一条第一項中「置くことができる」を「置く」に改める。

第二百五十二条の二第一項中「又は若しくは」に、「図るため」を「図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため」に改め、同条第二項中「国の事務の一部について」を「国の事務の一部を共同して管理し及び執行するため」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、普通地方公共団体又は普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。第二百五十二条の二に次の三項を加える。

公益上必要がある場合において、都道府県の加入するものについては自治大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関は、当該計画に基づいて、その事務を処理し、又は

その権限に属する事務を管理し及び執行するようになければならない。

普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。第二百五十二条の四第三号を次のように改める。

三 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体

若しくは関係普通地方公共団体の長、委員若しくは委員の権限に属する事務又は協議会の作成する計画の項目
第二百五十二条の四中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削り、同条に次の一項を加える。

普通地方公共団体の事務の一部又は普通地方公共団体の長、委員若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務(以下本項中「協議会の担任する

る事務」という。)の管理及び執行の方法

二 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所

三 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員(身分)の取扱

四 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の物品若しくは財産の取得、管理及び処分又は營造物の設置、管理及び処分の方法

五 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に關し必要な事項

第二百五十二条の六中「第二百五十二条の二」の下に「第一項から第三項まで」を加える。

第二百五十二条の七第三項中「第三項の規定は、」を「第三項本文の規定は、」に、「場合に」を「場合に、」同条第四項の規定は第一項の場合に「改める。

第二百五十二条の十四第三項中「第三項の規定は、」を「第三項本文の規定は、」に、「場合に」を「場合に、」同条第四項の規定は第一項の場合に「改める。

第二百九十三条を次のように改める。

第二百九十三条 市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四条第一項から第四項まで、第二百八十六条及び第二百八十八条第二項の規定による処分は、これらの規定にかかわらず、自治大臣が関係都道府県知事の意見をきいてこれを行ない、

市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十八条第一項の規定による届出は、同項の規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て自治大臣にこれをしなければならぬ。

附則第二十條の次に次の一條を加える。

第二十條の二 地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)の施行前に公有水面の埋立てに關する法令により埋立ての竣功の認可又は通知がなされている埋立地又は干拓地で、その編入すべき市町村について同法の施行の際既に争論があり、同法による改正前の第七條第一項後段の規定による処分がなされていないものは、これを公有水面とみなして第九條の三第三項の規定を適用することができる。

別表第一中第一號の七を第一號の十一とし、第一號の六の次に次の四号を加える。

一の七 九州地方開発促進法(昭和三十四年法律第六十號)の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の八 四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三號)の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の九 北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一號)の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

昭和三十六年十月十八日 参議院會議録第九号 地方自治法の一部を改正する法律案

昭和三十六年十月十八日 参議院會議録第九号 地方自治法の一部を改正する法律案

一の十 中国地方開発促進法(昭和三十三年法律第七十二号)の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

別表第一第三号中「設置すること」を「設置し、及び優生手術に関する費用を支弁すること」に改める。

別表第一第四号中「設置すること」を「設置し、及び精神障害者の入院に要する費用を負担すること」に改める。

別表第一第六号中「療養所への入所を命じた患者が経済的事情により医療を受けることが困難であるときその医療費の全部又は一部を」を「療養所に入所し、若しくは入所させることを命じた場合において患者又はその保護者の申請があつたとき当該患者の医療等に要する費用」に改める。

別表第一第十八号中「及び」を「並びに」に改め、「設置し」の下に「身体障害者の収容の委託に要する費用を一時繰替え支弁し」を、「身体障害者更生援護施設」の下に「及び養成施設」を加える。

別表第一中第十八号の二を第十八号の三とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 精神薄弱者福祉法(昭和三十三年法律第三十七号)の定めるところにより、精神薄弱者更生相談所を設置し、精神薄弱者の援護の委託に要する費用を一時繰替え支弁し、及び市町村の精神薄弱者援護施設の設置に要する費用の一部を負担すること。

別表第二十号中「育成医療」を「養育医療等」に改める。

別表第二十二号の二中「現に児童を扶養している者」の下に「父母のない児童又は母子福祉団体を加え、「生業資金」を「事業開始資金」に、「技能修得資金等」を「技能習得資金、修学資金等」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十の三 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の定めるところにより、国民健康保険事業の運営が健全に行なわれるように、必要な指導をし、及び都にあつては、特別区の行なり国民健康保険事業の運営につき、条例で、特別区相互間の調整上必要な措置を講ずること。

二十の四 身体障害者雇用促進法(昭和三十三年法律第二百二十三号)の定めるところにより、求職者である身体障害者について適応訓練を行なうこと。

別表第二十一号の次に次の二号を加える。

二十一の二 職業訓練法(昭和三十三年法律第二百三十三号)の定めるところにより、一般職業訓練所を設置すること。
二十一の三 農業改良助長法(昭和三十三年法律第六十五号)の定めるところにより、農業改良普及所を設置すること。
別表第二十三号の三の次に次の一号を加える。
二十三の四 養蠶振興法(昭和三十三年法律第四十九号)の定めるところにより、蠶の生産の用に供する施設の整備、優良な種蠶の確保その他必要な措置を講じ、並びに養蠶の振興を図るために必要な試験研究及び普及を行なうとともに、これらを助長すること。

別表第二十六号の五を第二十六号の六とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の定めるところにより、公共下水道及び都市下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうこと。(都が特別区に存する区域において処理する場合に限る。)

別表第二十六号の四の次に次の一号を加える。

二十六の五 公共施設の整備に關連する市街地の改造に関する法律(昭和三十三年法律第九十九号)の定めるところにより、市街地改造事業を施行すること。

別表第二十八号の四を第二十八号の六とし、第二十八号の三を第二十八号の五とし、同表第二十八号の二中「又は改築」を「若しくは改築又は首都高速道路公団の作成する工事実施計画書」に改め、同号の次に次の二号を加える。
二十八の三 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第二百三十三号)の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に關し協議すること。
二十八の四 住宅地区改良法(昭和三十三年法律第八十四号)の定めるところにより、住宅地区改良事業を行なうこと。(都が特別区に存する区域において処理する場合に限る。)

別表第二十九号の三中「ろう学校」を「聾学校」に改め、「その区域内に住所を有する」を削り、「ろう学校」を「聾学校」に改める。

別表第三十号中「設置し、及びへき地学校に勤務する教職員の採用に必要の指導を行なうこと」を「設置する等へき地における教育の振興に關する事務を行なうこと」に改める。

別表第三十一号の四を第三十一号の五とし、第三十一号の三を第三十一号の四とし、第三十一号の二を第三十一号の三とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の定めるところにより、その設置する義務教育諸学校の児童又は生徒の伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行なうこと。

別表第三十六号中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法」に、「定めるところ」を「定め、並びに飲食店営業の深夜における業態について必要な制限を条例で定めること」に改める。

別表第三十八号を次のように改める。
三十八 道路交通法(昭和三十三年法律第五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、道路における危険防止その他交通安全と円滑を図るため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は道路標識等を設ける等道路交通の規制を行なうこと。

別表第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九 消防法(昭和三十三年法律第八十六号)の定めるところにより、消防に必要な水利施設を設置し、維持し、及び管理し、並びに火災の予防等に關する条例を設け、その他火災の予防、警戒、鎮圧等のため必要な措置を講じ、並びに消防作業に従事した者の災害について療養その他の給付を行なうこと。(都が特別区に存する区域において処理する場合に限る。)

別表第二十一号(四)の次に次のように加える。

(四)の二 身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者の収容の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。

(四)の三 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者の援護の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。
別表第二十二号(二)中(昭和三十三年法律第八十六号)を削り、「危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、映写技術者の資格、映写室の構造及

び設備、消火設備等について条例で必要な基準を定め」を「火災の予防等に関する条例を設け」に改める。
別表第二第二号(二)の七の次に次のように加える。

(二)の八 九州地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

(二)の九 四国地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

(二)の十 北陸地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

(二)の十一 中国地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

別表第二第二号(五)及び(六)を次のように改める。

(五)及び(六) 削除

別表第二第二号(四)の次に次のように加える。

(十四)の二 身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者の収容の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。(福祉事務者を設置する町村に限る。)

(十四)の三 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者の援護の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。(福祉事務者を設置する町村に限る。)

別表第二第二号(十八)を次のように改める。

(十八) 国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険を行なうこと。

別表第二第二号中(二十五)の四を(二十五)の五とし、(二十五)の五の次に次のように加える。

(二十五)の六 下水道法の定めるところにより、公共下水道及び都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうこと。

別表第二第二号(二十五)の三の次に次のように加える。

(二十五)の四 公共施設の整備に關連する市街地の改造に関する法律の定めるところにより、市街地改造事業を施行すること。

別表第二第二号中(二十九)の六を(二十九)の七とし、(二十九)の五を(二十九)の六とし、(二十九)の四を(二十九)の五とし、(二十九)の三を(二十九)の四とし、(二十九)の二の次に次のように加える。

(二十九)の三 学校保健法の定めるところにより、その設置する義務教育諸学校の児童又は生徒の伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行なうこと。

別表第三第一号(一)の三の次に次のように加える。

(一)の四 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律

別表第二第二号中(二十六)の三を(二十六)の六とし、(二十六)の二の次に次のように加える。

(二十六)の三 道路整備特別措置法の定めるところにより、首都高速道路公団の作成する工事実施計画書に關し同意を与えること。

(二十六)の四 首都高速道路公団法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に關し協議すること。

(二十六)の五 住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業を行なうこと。

別表第二第二号(二十八)中「設けること」と「設ける等」に於ける教育の振興に關する事務を行なうこと」に改める。

別表第三第一号(三)の三中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等」に關する特別措置法を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用等」に關する特別措置法」に改める。

(昭和三十四年法律第十七号)の定めるところにより、工業等制限区域内における制限施設の新設の許可に關する事務を行ない、制限施設を製造業又は学校の用に供している者に対して制限施設の使用制限を命じ、及び職員をして工場又は学校に立入検査させる等の事務を行なうこと。(東京都知事に限る。)

別表第三第一号(三)を次のように改める。

(三) 消防法の定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所について、設置及び位置、構造又は設備の変更を許可し、完結検査を行ない、修理、改造、移転又は使用の停止を命じ、並びにこれらの所有者等から資料の提出を求め、又は職員をしてこれらの場所に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、映写技術者の選任等の届出を受理し、並びに危険物取扱主任者及び映写技術者の試験を行ない、及び免許を交付する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(三)の四中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等」に關する法律を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基つき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等」に關する法律」に改める。

別表第三第一号(四)中「昭和二十五年法律第二百一十一号」の下に「及びこれに基づく政令を加え、並びに」を削り、「行なうこと」を「行ない、並びに交付税の額の算定に用いた資料の検査を行なうこと」に改める。

別表第三第一号(五)中「立入検査させること」を「立入検査させ、並びに行政書士会の会則の制定又は変更を認可し、及び行政書士会から報告を求め、又はその業務について報告すること」に改める。

別表第三第一号(五)の六を(五)の七とし、同号(五)の五中「並びに」を削り、「事務を行なうこと」を「事務を行ない、並びに国土調査に従事する測量業者を営む者から必要な報告を求め、同号(五)の五を(五)の六とし、(五)の四の次に次のように加える。

(五)の五 公共用水域の水質の保全に關する法律(昭和三十三年法律第八十一号)の定めるところにより、水質の汚濁による被害に關する紛争に係る和解の仲介の申立てを受理し、及び仲介員を指定すること。

別表第三第一号(十)の二中「及び必要な指導を」を「必要な指導を行ない、及び医療手当を支給し、並びに被爆者一般疾病医療機関を指定」に改める。

別表第三第一号(十三)の次に次のように加える。

(十三)の二 調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)及びこれに基づく政令の定めるところに

昭和三十六年十月十八日 参議院會議録第九号 地方自治法の一部を改正する法律案

より、調理師の講習、試験、免許等に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(十五)中「指定すること」を「指定し、及び診療報酬の請求等を審査し、かつ、診療報酬の額を決定すること」に改める。

別表第三第一号(三十)中「へい獣処理場の設置者」を「へい獣処理場の設置者」に改め、「並びに」を削り、「許可する」を「許可し、並びに動物の飼養又は取容のための施設の設置を許可する」に改める。

別表第三第一号(三十九)を次のように改める。

(三十九) 薬事法(昭和二十五年法律第四十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、薬局の開設、医薬品の販売等の許可に関する事務を行ない、薬局開設者、医薬品の販売業者等に対して業務の停止、構造設備の改修等を命じ、医薬品等を業務上取り扱う者に対して医薬品等の廃棄等の措置をとるべきことを命じ、又は職員をして廃棄等の処分をさせ、薬局開設者等から必要な報告を求め、又は職員をして薬局等に立入検査させ、及び医薬品等の製造業者又は輸入販売業者について許可の取消し又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する等医薬品等の取締りに必要な措置を講ずること。

(三十九の二) 薬剤師法(昭和三十一年法律第四十六号)の定めるところにより、薬剤師について免許の取消し又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(四十二)中「許可に関する事務を行い」の下に、「社会福祉法人から必要な報告を徴し、又は職員をして業務及び財産の状況を検査させ」を加える。

別表第三第一号(四十二)の次に次のように加える。

(四十二の三) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第五十五号)の定めるところにより、職員をして社会福祉施設又は経営者の事務所に入立検査させること。

別表第三第一号(四十五)の次に次のように加える。

(四十五の二) 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者について、精神薄弱者保護施設に入所させ、又は保護を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者保護施設に委託する等福祉の措置を講ずること。

別表第三第一号(五十)中「勸奨し」の下に、「児童の健康診査を行ない」を加え、「身体に障害のある児童に対して育成医療の給付を行い」を「未熟児、身体に障害のある児童若しくは骨関節結核その他の結核にかかっている児童に対して養育医療、育成

医療若しくは療育の給付を行ない、養育医療機関を指定し、「指定医療機関」を「指定養育医療機関等」に、「育成医療の給付を受け」を「養育医療等の給付を受け」に改める。

別表第三第一号(五十一)の二中「交付に関する事務」を「交付及び返納に関する事務」に、「及び適用事業所」を「並びに適用事業所」に改める。

別表第三第一号(五十二)を次のように改める。

(五十三) 国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険に關する市町村の条例の制定又は

別表第三第一号(五十五)の五を五十五の七とし、五十五の四を五十五の五とし、五十五の五の次に次のように加える。

(五十五の六) 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、未帰還者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の宣告の請求及び未帰還者の遺族に対する弔慰料の支給に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(五十五)の三を五十五の四とし、同号(五十五)の二を五十五の三とし、五十五の次に次のように加える。

(五十五の二) 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、被保険者の任意脱退を承認し、国民年金手帳を作成して被保険者に交付し、特別支給による福祉年金及び二十歳に達する前に初診日があつた者に対する障害福祉年金の受給権の

規定を行ない、福祉年金に關する

改廃について協議し、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会について、設立、解散等の認可に関する事務を行ない、及び役員を改任し、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険及び国民健康保険薬剤師の登録に関する事務を行ない、並びに国民健康保険の保険者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業及び財産の状況等を検査させる等の事務を行なうこと。

(五十七の四) 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、退職金共済契約の解除、退職金の減額支給等の事由の認定等に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(五十八)中、「公共職業補導所を設置し、及び経営し、工場、事業場等が行う監督者の訓練に對して技術援助を行い」を削る。

別表第三第一号(五十九)の二を五十九の四とし、五十九の次に次のように加える。

(五十九の二) 身体障害者雇用促進法の定めるところにより、市町村の任命権者の作成する身体障害者又は重度障害者の採用に関する計画及びその実施状況の通報を受理し、並びにその適正な実施に關する事項を勧告すること。

(五十九の三) 職業訓練法及びこれに基づく政令の定めるところにより、職業訓練の実施に關する基本的な計画を定め、職業訓練指導員の免許及び技能検定に關する事務を行ない、事業内職業訓練に對して基準に適合するものを認定し、認定職業訓練を行なう事業主から必要な報告を求め、並びに關係事業主の団体に對して職業訓練の実施又は改善を勧告する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号六十二の六の次に次のように加える。

六十二の七 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)の定めるところにより、営農改善資金の貸付資格の認定に関する事務を行ない、及び営農改善資金の貸付を受けようとする者等

別表第三第一号六十五の三の次に次のように加える。

六十五の四 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の定めるところにより、果樹農業者等の果樹園経営計画を認定し、及び果実又は果実製品の生産、集荷、貯蔵又は販売の事業を行なう者等から必要な報告を徴すること。

別表第三第一号六十八の二の次に次のように加える。

六十八の三 農業協同組合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、農業協同組合の合併経営計画の適否を認定すること。

別表第三第一号中七十三の四を七十三の五とし、七十三の三の次に次のように加える。

七十三の四 養鶏振興法の定めるところにより、標準鶏の認定、ふ化業者の登録及び登録ふ化業者のふ化場の新設の確認に関する事務を行ない、並びに登録ふ化業者に対して必要な措置をとるべき旨を命じ、及び登録ふ化業者から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号七十三の二を次のように改める。

七十三の二 酪農振興法(昭和十九年法律第八十二号)の定めるところにより、酪農事業施設の設置及び変更の承認等に関する事務を行ない、市町村に対して、酪農経営改善計画の作成及び変更について助言、勧告その他の援助を行ない、生乳等取引契約に係る紛争についてあつせん又は調停を行ない、並びに牛乳又は乳製品の生産者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号八十五の二中「森林火災国営保険法」を「森林国営保険法」に改める。

別表第三第一号八十七中「又は狩猟登録に関する事務を行ない」を「又は狩猟登録に関する事務を行ない、狩猟免許を受けようとする者に対する講習会を開催し」に改める。

別表第三第一号中八十九の三を八十九の四とし、八十九の二を八十九の三とし、八十九の次に次のように加える。

八十九の二 漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)の定めるところにより、整備計画の認定に関する事務を行ない、整備計画の樹立及び変更並びに実施に関する助言をし、並びに漁業協同組合に対して合併についての協議をすべき旨の勧告をする等の事務を行なうこと。

別表第三第一号九十四中「これに基づく政令の定めるところにより」の下に、「加入区を指定し、及びその指定を変更し、指定漁船所有者の付保義務の発生の同意の公示等に関する事務を行ない」を加え、「及び漁船保険組合」を「並びに漁船保険組合」に改める。

別表第三第一号九十二中「制定等」を「制定等」に改める。

別表第三第一号九十三の三の次に次のように加える。

九十三の四 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)の定めるところにより、工業用水道施設の設置又は変更に関する測量等のための工業用水道事業者の他人の土地への立入りを許可すること。

九十三の五 工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第八十二号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置又は変更等の届出を受理し、及び汚水等の処理の方法に関する計画の変更等を命じ、工場排水等を指定水域に排出する者に対して汚水等の処理の方法の改善、特定施設の使用の停止その他必要な措置を命じ、並びに特定施設を設置して

別表第三第一号九十四中「検定を実施し、及び」を「検定及び基準器の検査を実施し、並びに」に、「計量器の取揃上」を「適正な計量の確保上」に改める。

別表第三第一号九十五中「許可に関する事務を行ない」の下に、製造業者等について、保安教育計画等の認可に関する事務を行ない、及び火薬類取扱保安責任者等の解任を命じ、消費者について保安教育計画を定めるべき者を指定し」を加える。

別表第三第一号中九十七の五を九十七の七とし、九十七の七の次に次のように加える。

九十七の八 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、商工会及び都道府県商工会連合会の設立、定款の変更等の認可に関する事務を行ない、商工会及び都道府県商工会連合会に対して業務の停止等の処分をし、並びに商工会及び都道府県商工会連合会から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査をさせる等監督上必要な措置を講ずること。

九十七の九 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、商工組合又は商工組合連合会の設立、定款の変更、合併、調整規程又は総合調整規程の設定又は変更等の認可に関する事務を行ない、中小企業者であつて組合員以外のものに対して商工組合へ加入すべきことを命じ、及び商工組合等から必要な報告を求め、又は職員をして組合員たる資格を有する者等の工場、事業場等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号中九十七の四を九十七の六とし、九十七の三を九十七の五とし、九十七の二の次に次のように加える。

九十七の三 水洗炭業に関する法律

（昭和三十三年法律第三百二十四号）の定めるところにより、水洗炭業者の登録に関する事務を行ない、水洗炭業者に対して事業の改善又は停止を命じ、及び水洗炭業者から必要な報告を求め、又は職員をして事業場に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、水洗炭業の施業に係る損害の賠償について、紛争のあつせん、供託すべき保証金の額の決定、権利の実行の申立ての審査等の事務を行ない、並びに登録の取消し等の処分に対する異議の申立てを決定すること。

九十七の四 電気工事士法

（昭和三十三年法律第三百二十九号）の定めるところにより、電気工事士免状を交付し、電気工事士試験を行ない、及び電気工事士から必要な報告を求める等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百一)を次のように改める。

（百一）小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第五十五号）の定めるところにより、購買会事業を行なう者に対して、従業員以外の者の利用を禁止し、又は必要な措置を命じ、指定地域内における小売市場の許可に関する事務を行ない、指定地域内にある小売市場を店舗の用に供する小売商が不正な取引方法を用いていると認めると

きに公正取引委員会に必要な措置をとるべきことを求め、中小小売商に係る紛争のあつせん、調停又は勧告に関する事務を行ない、及び購買会事業を行なう者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させる等の事務を行ない、並びに小売市場の許可の取消し等の処分に対する異議の申立てを決定すること。

別表第三第一号(百八)の二を(百八)の三とし、(百八)の次に次のように加える。

（百八）の二 公共用地的取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）の定めるところにより、市町村長に代わつて特定公共事業認定申請書又は裁決申請書を公告し、又は縦覧させ、及び生活再建等の措置の実施のあつせんの申出が相当であると認めるときは、生活再建計画を作成すること。

別表第三第一号(百九)中「並びに建設業者」を「及び建設業者」とし、「講ずること」を「講じ、総合工事業者の登録に関する事務を行ない、並びに建設業者団体に関する届出を受け、建設業者団体から必要な報告を求め、及び建設業者団体に対して必要な指導等を行なうこと」に改める。

別表第三第一号(百十)中「昭和二十四年法律第八十八号」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「行ふこと」を「行ない、並びに測量業者登録簿等の写しの閲覧に関する事務を行なうこと」に改める。

別表第三第一号(百十三)の三を(百十三)の四とし、(百十三)の次に次のように加える。

(百十三)の二 地すべり等防止法

（昭和三十三年法律第三十号）の定めるところにより、地すべり防止工事基本計画を作成し、主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する地すべり防止工事に関する設計及び実施計画を承認し、地すべり防止区域内における地下水の誘致行為及びほた山崩壊区域内における立木竹の伐採等の許可に関する事務を行ない、地すべり防止施設の管理者等に対して、改良、補修等を命じ、並びに地すべり防止施設の管理者から必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして地すべり防止施設に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、並びに地すべりにより著しい危険が切迫しているとき居住者に立退きを指示する等、地すべり防止工事又はほた山崩壊防止工事の施行その他地すべり防止区域又はほた山崩壊防止区域又はほた山崩壊防止区域の管理に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(百十五)の二中「有料道路の新設又は改築」を「有料道路の新設若しくは改築又は首都高速道路公園の作成する工事実施計画書」に改め、同号(百十五)の次に次のように加える。

（百十五）の三 首都高速道路公園法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。

別表第三第一号(百十七)の次に次のように加える。

（百十七）の二 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地改造事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試掘等及び市町村に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な報告若しくは援助をする等の事務を行ない、並びに土地の原状回復等の命令に対する異議の申立てを決定すること。

（百十七）の三 下水道法及びこれに基づく政令の定めるところにより、公共下水道の事業計画の認可に関する事務を行ない、公共下水道管理者又は都市下水道管理者に対して公共下水道又は都市下水道の改善等を命じ、及びこれらの者から必要な報告を求める等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百二十)の次に次のように加える。

（百二十）の三 住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行ない、土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命じ、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試掘等を許可し、及び市町村に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な報告若しくは援助をする等の事務を行ない、並びに土地の原状回復等の命令に対する異議の申立てを決定すること。

（百二十）の三 住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行ない、土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命じ、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試掘等及び防災建築街区造成事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試掘等及び防災建築街区造成事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行ない、土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命じ、市町村に対して技術的援助、勧告、助言等を行ない、又は必要な報告若しくは資料の提

（百二十）の四 防災建築街区造成法

（昭和三十六年法律第十号）及びこれに基づく政令の定めるところにより、防災建築街区造成組合の組合員たる資格を有する者に対して防災建築街区造成組合への加入を勧告し、及び防災建築街区造成組合の区域内の土地又は建物について権利を有する当事者間の権利関係の調整についてあつせんを行ない、並びに防災建築街区造成事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の試掘等及び防災建築街区造成事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可に関する事務を行ない、土地の原状回復又は違反建築物等の移転若しくは除却を命じ、市町村に対して技術的援助、勧告、助言等を行ない、又は必要な報告若しくは資料の提

出を求め、並びに土地の原状回復命令等に対する異議の申立てを決定すること。

別表第三第一号百二十四の二「大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。

別表第三第二号「中」大学の下に「及び高等専門学校」を加える。

別表第三第二号中五の二から五の四までを削る。

別表第三第二号六の五の次に次のように加える。

六の六 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の定めるところにより、公立の義務教育諸学校の

一学級の児童又は生徒の数の基準を定め、及び市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制を認可すること。

別表第三第二号中十三の四を十三の五とし、十三の二を十三の三とし、十三の次に次のように加える。

十三の二 学校保健法の定めるところにより、市町村立の義務教育諸学校の校長及び教員の結核に関する定期の健康診断を行なうこと。

別表第三第四号中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法」に改め、「営業停止」の下に「並びに飲食店営業を営む者の営業の停止等」を加える。

別表第三第四号(六)を次のように改める。

別表第三第二号(七)中「社会教育法の定めるところにより」の下に「社会教育主事、社会教育主事補及び公民館の職員」の研修を行ないを加え、(明治二十九年法律第八十九号)を削り、「及び公民館」を「並びに法人の設置する公民館の事業又は行為の停止を命じ、及び市町村の設置する公民館」に、「行い、並びに市町村の公民館の運営に要する経費についての国の補助に関する事務を行うこと」を「行なうこと」に改める。

別表第三第二号(十二)中「銃砲刀剣類所持取締令(昭和二十五年政令第百三十四号)」を「銃砲刀剣類所持取締法(昭和三十三年法律第六号)」に改める。

別表第三第二号(十三)中「生徒のための教科用図書」の給与に対する国の補助を「生徒に係る就学奨励についての国の援助」に改める。

別表第三第二号(十四)中「銃砲刀剣類所持取締令(昭和二十五年政令第百三十四号)」を「銃砲刀剣類所持取締法(昭和三十三年法律第六号)」に改める。

別表第三第二号(十五)中「生徒のための教科用図書」の給与に対する国の補助を「生徒に係る就学奨励についての国の援助」に改める。

別表第三第二号(十六)中「銃砲刀剣類所持取締令」を「銃砲刀剣類所持取締法」に改める。

別表第三第四号(七)の次に次のように加える。

(八) 火薬類取締法の定めるところにより、火薬類を運搬しようとする者に対して運搬証明書を交付し、及び必要な指示をし、災害の発生防止又は公共の安全の維持のため火薬類の運搬を一時禁止し、又は制限し、並びに職員をして火薬類の製造所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第四第一号(一)中「及び必要な指導を」を「必要な指導を行ない、及び医療手当を支給し、並びに被爆者一般疾病医療機関の指定」に改める。

別表第四第一号(二)中「並びに」の下に「患者に対して従業を禁止し、若しくは療養所に入所することを命じ、」を加える。

別表第四第一号(三)中「十九の三」とし、十九の次に次のように加える。

十九の四 小売商業調整特別措置法の定めるところにより、都道府県知事が行なう小売市場の許可に關し協議する等の事務を行なうこと。

別表第四第一号(十九)の次に次のように加える。

別表第四第一号(十九)の次に次のように加える。

別表第四第一号(十九)の次に次のように加える。

別表第四第二号(三)及び(四)を次のように改める。

別表第四第二号(三)及び(四)を次のように改める。

別表第四第二号(三)及び(四)を次のように改める。

別表第四第一号(二十)の二中「又は改築」を「若しくは改築又は首都高速道路公団の作成する工事実施計画書」に改め、同号(二十)の次に次のように加える。

二十の三 首都高速道路公団法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に關し協議すること。(第二百五十二條の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第二号(一)の三を(一)の四とし、(一)の次に次のように加える。

(一)の三 消防法の定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所について、設置及び位置、構造又は設備の変更を許可し、完成検査を行ない、修理、改造、移転又は使用の停止を命じ、並びにこれらの所有者等から資料の提出を求め、又は職員をしてこれらの場所に入立検査させる等監督上必要な措置を講じ、並びに映写技術者の選任等の届出を受理すること。(消防本部及び消防署を置く市町村の市町村長に限る。)

別表第四第二号(三)及び(四)を次のように改める。

別表第四第二号(三)及び(四)を次のように改める。

別表第四第二号(三)及び(四)を次のように改める。

別表第四第二号(三)及び(四)を次のように改める。

別表第四第二号(三)及び(四)を次のように改める。

別表第四第二号(二十二)の次に次のように加える。

(二十二)の二 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、福祉事務所を設置しない町村の長は、都道府県知事又は福祉事務所長の行なう事務に協力し、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、精神薄弱者について精神薄弱者援護施設に入所させ、又は援護を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者援護施設に委託する等福祉の措置を講ずること。

別表第四第二号(二十四)の次に次のように加える。

(二十四)の四 国民年金法及びこれに基づく政令の定めるところにより、国民年金印紙の検認を行ない、被保険者、受給権者等から資格の取得及び喪失、任意脱退、任意加入、保険料の免除等に関する届出、承認の申請、申出、申請等を受理し、これらに係る事実を審査し、福祉年金の受給権の裁定の請求を受理し、その請求に係る事実を審査し、並びに国民年金手帳及び福祉年金に關する証書の交付に關する事務等を行なうこと。

別表第四第二号(三十六)の二を削る。

別表第四第二号(三十七)の二を削る。

別表第四第二号(三十七)の二を削る。

別表第四第二号(三十七)の二を削る。

別表第四第二号(三十七)の二を削る。

昭和三十六年十月十八日 参議院會議録第九号 地方自治法の一部を改正する法律案

昭和三十六年十月十八日 参議院會議録第九号 地方自治法の一部を改正する法律案

(三十七)の四 水洗炭業に関する法律の定めるところにより、水洗炭業者の登録の申請、届出及び報告を都道府県知事に送付すること。

別表第四第二号(三十七)の次に次のように加える。

(三十七)の二 計量法の定めるところにより、定期検査を受けるべき計量器の種類及び数を調査し、都道府県知事に報告すること。(政令で定める特定市町村の市町村長を除く。)

別表第四第二号(四十三)中「事業の認定書」を「事業認定申請書」に、「取用委員会の裁決の申請書」を「裁決申請書」に改める。

別表第四第二号(四十三)の二を

(四十三)の三とし、(四十三)の次に次のように加える。

(四十三)の二 公共用地の取得に関する特別措置法の定めるところにより、特定公共事業認定申請書を公告し、又は縦覧させること。

別表第四第二号(四十九)の二を(四十九)の三とし、(四十九)の三の次に次のように加える。

(四十九)の四 住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の障害物の伐除を許可すること。

(四十九)の五 防災建築街区造成法及びこれに基づく政令の定めるところにより、

とことにより、防災建築街区造成組合の創立總會の公告に係る揭示がされている旨を公告し、

設立申請書に意見をつけて主務大臣に送付し、防災建築街区造成組合の組合員たる資格を有する者に対して防災建築街区造成組合への加入を勧告し、及び防災建築街区造成組合の地区内の土地又は建物について権利を有する当事者間の権利関係の調整についてあつせんを行ない、並びに防災建築街区造成事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の障害物の伐除の許可に関する事務を行なうこと。

別表第四第二号(四十九)の次に次のように加える。

(四十九)の二 公共施設の整備に関する連する市街地の改造に関する法

律及びこれに基づく政令の定めるところにより、市街地改造事業を施行し、市街地改造事業の施行の準備又は施行のための他人の占有する土地の障害物の伐除の許可に関する事務を行ない、及び施行者が書類の送付に代えて行なう公告に係る揭示がされている旨を公告すること。

別表第四第三号(五)中「生徒のための教科用図書」の給付に対する国の補助を「生徒に係る就学奨励についての国の援助」に、「教科用図書又はその購入費」を「教科用図書若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費、交通費又は修学旅行費」に改める。

別表第四第三号(五)の二を(五)の三とし、(五)の次に次のように加える。

(五)の二 学校保健法の定めるところにより、小学校又は盲学校若しくは聾学校の小学部に就学させるべき者の健康診断を行ない、及びその結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行なう等の措置を講ずること。

別表第五第一号の表福祉に関する事務所の項所掌事務の欄中「及び身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法」に改める。

別表第五第二号の表福祉に関する事務所の項所掌事務の欄中「及び身体障害者福祉法」を「、身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法」に改める。

別表第六第一号の表都道府県の都中統計主事の項の次に次のように加える。

保健所の 所長

保健所法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第四条の定めるところによる。

別表第六第一号の表都道府県の都中「(昭和二十八年政令第二百三十号)第六号」を「(昭和三十六年政令第十一号)第十三号」に改める。

精神薄弱者福祉司

精神薄弱者福祉法第十一条の定めるところによる。

栄養指導員

栄養改善法第九条第三項の定めるところによる。

保健所の 所長

保健所法施行令第四条の定めるところによる。

栄養指導員

栄養改善法第九条第三項の定めるところによる。

計量器の検定等の事務に従事する職員

計量法第二百二十五条の定めるところによる。

計量法に基づく政令で定めるところによる。

別表第六第二号の表都道府県の都中

教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。

教諭

教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。

養護教諭

教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。

学校保健

教育職員免許法第三条第一項の定めるところによる。

社会教育主事

社会教育法第九条の四の定めるところによる。

社会教育主事補

温泉審議会

別表第七第一号の表中

温泉審議会

温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務

危険物取扱主任者等試験委員	消防法第十三条の三第一項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による危険物取扱主任者試験及び吹写技術者試験の実施に関する事務
温泉審議会	温泉法第十九条第二項並びに第二十条の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に関する意見の答申に関する事務

別表第七第一号の表結核審査協議会の項担任する事務の欄中「規定による」の下に「従業禁止命令及び入所命令並びに」を加える。

別表第七第一号の表国民健康保険審査会の項担任する事務の欄を次のように改める。

国民健康保険法第九十一条第一項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務

別表第七第一号の表中国国民健康保険診療報酬審査委員会の項を削る。
別表第七第一号の表中都道府県森林審議会の項の次に次のように加える。
電気工事士試験委員 電気工事士法第五条第一項の規定による電気工事士試験の実施に関する事務
別表第七第二号の表結核審査協議会の項担任する事務の欄中「規定による」の下に「従業禁止命令及び入所命令並びに」を加える。
別表第七第二号の表中 国民健康保険 の市町村長 国民健康保険 運営協議会
市町村長 国民健康保険 運営協議会 重要事項の審議に関する事務
説明を聞いた後、当局との間に、市町村の境界に関する争論の処理について、今回の改正によりどの程度の実際効果が期待されるか、また水面埋め立てと漁業補償の関係はどうか、同じく、これと東京西銀座付近の所属未定地の関係いかん、今回の改正にかかるとの協議方式といわゆる新産業都市建設促進法案の地区新産業都市協議会との関係いかん、等の問題点をめぐって質疑応答を重ね、慎重審査を行ないました。その詳細につきましては会議録によつてごらんを願いたいと思ひます。
かくて、十月十七日質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告いたします。(拍手) ○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。 〔賛成者起立〕

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行の際現に改正前の地方自治法第二百九十三条において準用する同法第二百五十三條第一項の規定による協議により管理すべき都道府県知事が定められている市町村及び特別区の組合で都道府県にわたるものに係る処分については、改正後の地方自治法第二百九十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第十三条中「被選挙権を有しない」を削り、「同法第二百二十七條第一項中」の下に「第九十二條の二」とあり、又は「同条」とあるのは「地方自治法第八十條の五第六項」とを加える。
- 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第九十七条の次に次の一条を加える。
(就職の制限による委員の失職)
第九十七条の二 委員が地方自治法第八十條の五第六項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、第八十五條第三項第一号の委員にあつては委員会、同項第二号の委員にあつては都道府県知事が決定する。この場合において、委員会の決定は、出席委員の三分の二以上の多数によらなければならない。

2 前条第二項(委員の弁明)の規定は第八十五條第三項第一号の委員に、前条第三項(決定書の交付)及び第四項(出訴)の規定は委員会及び都道府県知事の決定に準用する。
第三百二十二條中「第九十六條(委員の辭職の制限)の下に」第九十七條の二(就職の制限)による委員の失職)を加える。

〔西田信一君登壇、拍手〕
○西田信一君 たいだいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の結果を御報告申し上げます。本法案の内容は、(一)公有水面にかかわる市町村の境界変更及び境界に関する争論の処理手続を簡素化すること、(二)公有水面の埋め立てが行なわれる場合において、埋め立てにより造成されるべき土地の所屬すべき市町村を定めるべき土地の所屬すべき市町村を定めるに当たっては、埋め立ての竣工前に、できるだけすみやかに市町村の境界の決定、変更または確定をしなければならないものとすること、(三)普通地方公共団体の議会の議員、長、委員会の委員等が請負禁止の規定に該当するかどうかを決定する手続を整備すること、(四)広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、普通地方公共団体の協議会を設けることができるものとすること等がその要点であります。地方行政委員会におきましては、十月五日、安井自治大臣から提案理由の

説明を聞いた後、当局との間に、市町村の境界に関する争論の処理について、今回の改正によりどの程度の実際効果が期待されるか、また水面埋め立てと漁業補償の関係はどうか、同じく、これと東京西銀座付近の所属未定地の関係いかん、今回の改正にかかるとの協議方式といわゆる新産業都市建設促進法案の地区新産業都市協議会との関係いかん、等の問題点をめぐって質疑応答を重ね、慎重審査を行ないました。その詳細につきましては会議録によつてごらんを願いたいと思ひます。

かくて、十月十七日質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 日程第五、家畜取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長仲原善一君。

審査報告書
家畜取引法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年十月十七日
農林水産 委員長 仲原 善一
参議院議長松野鶴平殿

第十五条ただし書の改正規定及び第十五条に二項を加える改正規定を削る。
第十八条の次に一条を加える改正規定中「第十五条第一項」を「第十五条」に改める。

昭和三十六年十月十八日 参議院会議録第九号 地方自治法の一部を改正する法律案 家畜取引法の一部を改正する法律案

昭和三十六年十月十八日 参議院會議録第九号 家畜取引法の一部を改正する法律案

第三十五条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則中第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、第四項の次に次の三項を加える。

5 当分の間、家畜市場の一の開場日において家畜取引の目的物とすべき家畜の頭数がその家畜市場の売場施設の状態からみて著しく過多と認められる場合においては、第十五条の規定にかかわらず、あらかじめ、開設者が農林省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けて業務規程をもつて定められた売買の方法によることができる。

6 前項の許可には、条件を附することができる。

7 前項の条件は、家畜市場における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該開設者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、(一)家畜市場の再編整備の対象を産地家畜市場から集散地における地域家畜市場に拡げるとともに、都道府県知事は、特に必要な場合は、開設者に対し再編整備を行なうよう勧告することができることとする(二)家畜市場における取引は、売場施設の状態によつては、せり売り又は入札の方法によらないことができることとする(三)違法の売買を行なつた家畜取引業者に対し、都道

府県知事は業務の停止を命ずることができるとする(四)家畜市場の一定の周辺地域における家畜の場外取引を制限する等を規定したものである。

委員会は、この法律案が家畜市場の業務の健全な運営に資する等のため、おおむね妥当な措置と認められたが、家畜市場における売買について、取引の目的物とすべき家畜の頭数がその家畜市場の売場施設の状態からみて過多と認められる等せり売り又は入札の方法によることが困難な場合、せり売り又は入札の方法以外の方法を認めることを本則において規定し、恒久的なものとするのは不適当と認められるので、これを附則の改正で修正した。

なお、別紙の通り附帯決議を行なつた。

費用

本法施行のため、家畜市場再編整備に要する経費として約千六百万円及び会議費として、家畜商法の施行に要する分と併せて、約十六万円が昭和三十六年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

一、政府は速かに家畜市場の再編整備に関する全面的な計画を確立し、その完遂を図り、家畜市場の育成指導に努め、これが監督取締に遺憾なからしめ、以つて家畜の公正な価格の形成とこれが円滑な取引の促進を期すべきである。

二、今回の附則の改正による措置は、真に已むを得ないものにより止め、取引の公正を期せられる場合に限り、しかして、速くも昭和三十八年度末までには正常な取引を行なうことができるよう、政府は市場施設の整備を図るべきである。

家畜取引法の一部を改正する法律案

案

昭和三十六年九月二十五日 内閣総理大臣 池田 勇人

右

国会に提出する。

家畜取引法の一部を改正する法律案

家畜取引法の一部を改正する法律案

律

家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中(第十二条―第十八条)を「第十二条―第十八条の二」に、「産地家畜市場の再編整備(第十九条―第二十六条)」を「地域家畜市場の再編整備(第十九条―第二十六条の二)」に改める。

第一条中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。

第二条第四項を次のように改める。

4 この法律において「地域家畜市場」とは、家畜が生産される地域内に設けられる家畜市場であつて、主として、当該地域内において生産される家畜についての家畜取引のために開設されるものをいう。

第十五条ただし書を次のように改める。

ただし、一の開場日において家畜取引の目的物とすべき家畜の頭数がその家畜市場の売場施設の状態からみて著しく過多と認められる場合、特殊な資質を有する家畜の売買を行なう場合その他せり売り又は入札の方法によることが著しく困難又は不適当と認められる場合において、これらの各場合につき、あらかじめ、開設者が農林省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けて業務規程をもつて定められた売買の方法によることは、この限りでない。

案

第十五条に次の二項を加える。

2

前項ただし書の許可には、条件を附することができる。

3

前項の条件は、家畜市場における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該開設者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第

第十八条の二 都道府県知事は、家畜取引を業とする者が第十五条第一項の規定に違反したときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その者が違反行為をした家畜市場における家畜取引の業務の停止を命ずることができる。

第四章の章名中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。

第十九条第一項中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改め、同

第二十条の二 都道府県知事は、第十九条第一項の地域家畜市場の再編整備を行なうことが必要であると認められる一定の区域であつて、その区域内に開設されている地域家畜市場の開設者からの申請があるとなれば同条の規定により市場再編整備地域として指定することができるものと認められるものがある場合において、当該地域家畜市場の再編整備を促進することがその区域内における畜産の振興と農業経営の安定のために特に必要であると認められるときは、当該地域家畜市場の開設者に対し、同項の申請をすべき旨の勧告をすることができる。

第二十一条中「前条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十五條及び第二十六條中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。

第二十六條の次に次の一条を加える。

条第二項第一号中「及び農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会及び中小企業等協同組合(昭和二十四年法律第百八十一号)第七條第一項各号に掲げる中小企業等協同組合」に、「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改め、同項第二号中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。

第二十条第一項、第二項及び第四項中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国及び都道府県の援助)

第二十六条の二 国及び都道府県は、市場再編整備計画の円滑な実施を確保するため、市場再編整備計画に係る地域家畜市場の開設者に対して、助言、指導その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(家畜市場の開場日等における市場外取引の制限)

第二十七条の二 家畜取引を業とする者は、家畜市場の開場日並びにその前日及び翌日(開場日が二日以上継続するときは、その開場日並びにその初日の前日及び末日の翌日)には、当該家畜市場からおおむね千メートル以内の周辺の区域内で都道府県知事の指定する場所において、当該家畜市場において取り扱う種類の家畜についての家畜取引を行なつてはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による場所の指定は、当該家畜市場の業務の健全な運営を確保するために必要な最少限度のものにつき、しなければならない。

3 第一項の規定による場所の指定は、告示をもつてしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の告示をするときは、あわせて、当該家畜市場の開場日及び取り扱う家畜の種類を告示しなければならない。第二十八条中「前条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

昭和三十六年十月十八日 参議院会議録第九号 家畜取引法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

一一三

第三十三条第四号中「産地家畜市場」を「地域家畜市場」に改める。第三十五条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第十八条の二の規定による業務の停止命令に違反した者

三 第二十七条の二第一項の規定に違反した者

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の第十九条第一項の規定によつてした市場再編整備地域の指定は、改正後の同項の規定によつてしたものとみなす。

〔仲原善一君登壇、拍手〕

○仲原善一君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を報告いたします。この法律案は、家畜市場の業務の健全な運営に資する等のため提案され、改正のおもな点は、

第一に、家畜市場の再編整備の対象を産地家畜市場から集散地における地域家畜市場に広げるとともに、知事は、特に必要と認めるときは、市場の開設者に対し、再編整備を行なうよう勧告することができることとし、

第二に、家畜市場における取引は、光場施設の状態によつては、知事の許可を受けて、せり売りまたは入札の方法によらなくてもよいこととし、しかして、知事は、違法の売買を行つた取引業者に対し、業務の停止を命ずることができるとし、

第三に、家畜市場周辺の一定の区域内における家畜の場外取引を制限したこと等であり、

なお、この法律案は、第三十八回国会に提案され、審議未了となり、今回に前回のまま再提出されたものであります。

委員会におきましては、まず、政府当局から提案理由その他について説明を聞き、質疑に入り、政府当局に対し、家畜取引の現況と現行法の運用状況、今回の法律改正の主眼とその効果、特に、せり売りまたは入札以外の売買方法を認める場合を拡大する理由、そのやり方及びこれが当否、家畜市場再編整備計画とその実施方法及びその見通し、家畜の市場外取引の規制とその当否、家畜市場と食肉市場との関係等の問題に関し、当局の見解がたゞされたのでありまして、これが詳細には会議録に譲ることにいたしました。

かくして質疑を終わり、討論に入り、櫻井委員から、家畜市場が狭いため、せり売りまたは入札以外の方法による売買を認めることとする改正を、本則から除外いたしまして、これを暫定的な規定として、附則において措置する修正の動議が提出され、採決の結果、全会一致をもって、この法律案は櫻井委員提出のとおり修正議決すべきものと決定され、次に、委員長が代表し、家畜の公正な価格の形成と、これが円滑な取引の促進及び市場施設の整備に関し、政府の善処を求め、附帯決議を提案し、これまた全会一致をもって委員会の決議とすることに決定されました。これに対し、中野農林政務次官から、その趣旨を尊重して善処したい旨の発言がありました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正どおり議決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第六、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長谷口弥三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

右 国會に提出する。 昭和三十六年九月二十五日 内閣総理大臣 池田 勇人

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

第十九条第一項及び第十九条の二第一項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和三十一年十二月三十一日」に改める。

第二條 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十六年十二月三十一日」を「昭和三十一年十二月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔谷口弥三郎君登壇、拍手〕

○谷口弥三郎君 ただいま議題となりました、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

本法律は、前国会に当院で可決せられましたものと同内容でありまして、すでに所定の届け出を行なつて、あん摩、はり、きゆう及び柔道整復以外の医業類似行為を業とする者、並びに、あん摩師以外で指圧を業とする者が、その業務を行なうことができる期間、並びにこれらが特別のあん摩師試験を受けることができる期間を、本年末から昭和三十九年十二月三十一日まで、三年間延長せんとするものであります。

委員会においては、厚生大臣、政府委員及び警察庁当局に対し、無免許あん摩に対する監督と取り締まりの現況等について質疑を行ない、特に、盲人

昭和三十六年十月十八日 参議院會議録第九号 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案

の福増進について熱心な審議が行なわれましたが、詳細は會議録によつて御承知を願います。

本法律案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

附帯決議

一、医業類似行為業者の処遇に関する方針を確立すること。

二、身体障害者であるあん摩師の職域優先確保の特別措置を速かにとること。

三、無免許あん摩その他これに類する者に対する取締りを強化すること。

右決議する。

以上御報告をいたします。(拍手) ○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本日はこれにて散会いたします。午後零時十四分散会

議員

- 出席者は左の通り。 議長 松野 鶴平君 杉山 昌作君 石田 次男君 村山 道雄君 谷口 慶吉君 森 八三三君 田中 清一君 櫻井 志郎君 加賀山之雄君 柏原 ヤス君 稲浦 鹿藏君 大泉 寛三君 大竹平八郎君 中尾 辰義君 原島 宏治君 佐藤 芳男君 奥 むめお君 小平 芳平君 田中 啓一君 菅米地英俊君 田中 啓一君 山本 米治君 高瀬荘太郎君 佐藤 尚武君 辻 武壽君 市川 房枝君 近藤 鶴代君 村松 久義君 堀 末治君 藤野 繁雄君 村上 義一君 大谷 瑩潤君 北條 簡八君 千田 正君 太田 正孝君 笹森 順造君 黒川 武雄君 泉山 三六君 杉原 荒太君 野上 進君 谷村 貞治君 天竺 良吉君 米田 正文君 鳥島徳次郎君 北島 教真君 川上 為治君 徳永 正利君 仲原 善一君 鈴木 万平君 手島 栄君 大谷藤之助君 石谷 憲男君 増原 恵吉君 勝保 稔君 佐野 廣君 鍋島 直紹君 上原 正吉君 岩沢 忠恭君 武藤 常介君 野中 品吉君 小柳 牧衛君 田中 茂穂君 谷口弥三郎君 新谷寅三郎君 西郷吉之助君 木内 四郎君 石原幹市郎君

- 宮澤 喜一君 吉武 恵市君 永野 護君 林屋亀次郎君 小林 英三君 寺尾 豊君 野村吉三郎君 大川 光三君 加藤 武徳君 中野 文門君 木島 義夫君 村上 春藏君 鹿島 俊雄君 植垣弥一郎君 赤間 文三君 青田源太郎君 林田 正治君 松野 孝一君 井川 伊平君 塩見 俊二君 上林 忠次君 梶原 茂嘉君 高橋 衛君 前田 久吉君 横山 フク君 平島 敏夫君 館 哲二君 松平 勇雄君 小林 武治君 大谷 賢雄君 井上 清一君 柴田 栄君 高橋進太郎君 小沢久太郎君 古池 信三君 小山邦太郎君 木暮武太夫君 重宗 雄三君 堀木 鎌三君 一松 定吉君 青木 一男君 木村篤太郎君 津島 壽一君 大森 創造君 野上 元君 千葉千代世君 山本伊三郎君 武内 五郎君 小柳 勇君 鶴園 哲夫君 鈴木 強君 坂本 昭君 阿部 竹松君 西田 信一君 岡村文四郎君 松永 忠二君 大河原一次君 光村 甚助君 重政 庸徳君 永岡 光治君 藤田 進君 亀田 得治君 加瀬 完君 大和 与一君 大倉 精一君 西川甚五郎君 小酒井義男君 中田 吉雄君 湯澤三千男君 井野 勲君 加藤シツエ君 清澤 俊英君 阿具根 登君 松澤 兼人君 須藤 五郎君 北村 暢君

- 参議院會議録第八号中正訳 行 誤 正 三 社会保険審 社会保険審 査委員 査委員 定価 一部 十五円 (但し良質紙は二十円) 発行所 東京都新宿区市谷本村一五 大蔵省印刷局 電話九段四三二一

明治三十五年 第三種郵便物認可 三月三十一日